

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
556	令和3年2月15日	令和3年4月16日	大阪府公安委員会の自動車免許学科試験のコロナ対応による予約システムの仕様について	私は9月中旬に、大阪府の門真試験場で普通自動車免許の学科試験を受験したのですが、その際コロナ対応の関係で予約が必要とのこと、予約が空いていなかったもので1ヶ月ほど待たされました。友人の情報によると、この予約システムではキャンセルができず、受験が1度で合格しなかった場合のために重複予約が可能とのこと。私が受験した時は、空席が目立つなどはありませんでしたが、より多くの人が円滑に試験が受験できるよう、予約システムにキャンセルのシステムを導入することを提案します。	予約システムにキャンセルのシステムを導入することで、不必要な重複予約の発生を防止することができ、また急な予定変更などで受験ができなくなった場合も、他の人の受験機会を侵害することがなくなる。導入することで、特に夏や春などの特に混雑が予想される時期にも、より多くの人に無駄なく受験機会を提供できることに繋がる。	個人	警察庁	警察庁では、都道府県警察に対し、学科試験、更新手続における予約制の導入等、新型コロナウイルス感染症の予防の徹底に努めることを指示していますが、予約システムは各都道府県警察で構築しています。	なし	その他	今回、このような御意見をいただいたことを大阪府警察へ伝えることとします。		
557	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査について	五年毎に行われている国勢調査を廃止する。	国勢調査を始めて行った大正9年から100年が経過したが、この調査によって集計される各種のデータは既に他の方法で入手できるものであると思われる。種々のデータや統計が必要であり、行政政策に活用されることは良く理解できるが、地方自治体や各省庁が集計しているもので十分間に合うのではないかと？ 今年は60万人余の臨時調査員を手当てして、各種資料の印刷や調査員に無料で配布する文具や腕章などに巨額の予算を費やしているのは非常に大きな無駄である。調査員に配布されたものが何か承知していますか？ 鉛筆1ダース、消しゴム1個、非常通報ベル、腕章、身分証明書、布製バック等、これを全て準備する為の予算が確保されることによって、業者との癒着、裏金の確保、不透明取引などが生じるのは間違いない。もっと大切なことは国勢調査を実施することによるマンパワーの問題である。公務員の削減を行うためにも100年前に定めたことを今でも続けているのは大問題である。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。					
558	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学での年度末をまたいだスムーズな科研費使用の実現	国立大学の科研費使用に関する、大学が独自に設定したローカルルールの改善に関する提案です。(1)補助金を原資とする科研費を、年度末3月31日まで研究者が自由に使うことができるようにする。(2)そして前もって次年度に繰り越した場合には、4月1日より使うことができるようにする。(3)これに反して大学が独自のローカルルールを設定することを禁止する。	私が所属する一橋大学では、補助金を原資とする科研費の使途を1月末までに決定して報告しなければなりません。また次年度へ科研費を繰り越した場合には、それが承認されるのは6月ごろです。我々研究者にとって、授業のない春休み期間中の2月・3月に、新しいアイデアが出て、6月まで自由に研究費を使えないのは致命的な損失です。毎年歯がゆい思いをしています。	個人	文部科学省	一橋大学によれば、以下のとおりということです。 (1)について、本学では、年度末予算執行の都合上、科研費に限らず、全ての財源について物品購入等の締切日を設けております。これは、3月31日までに納品・完了しないと当年度予算で執行することができないためです。ただし、ご相談を頂いた場合、可能な限り希望に応じた対応を行う旨を学内に周知しております。 (2)について、繰越分の研究費を4月1日から使用できるように学内手続きを行っております。 (3)研究活動を阻害するローカルルールはありません。	なし	現行制度下で対応可能	一橋大学によれば、今回いただいたご提案は、いずれも既に対応済の内容であり、その取扱いは学内で周知し、活用されているものの、一部に十分に浸透していないことが考えられるため、より確実に情報が伝わるよう、メールによる周知を徹底するなど、工夫していくとことです。		
559	令和3年2月15日	令和3年3月9日	大学生の自宅での成績評価確認を可能にする	浜松医科大学では成績評価の確認は学内PC又は学内無線LANに接続したデバイスでしかできない仕組みとなっている。コロナ禍でオンライン授業が行われている状況なので、学校に行かずに自宅でも確認できるシステムにして欲しい。	オンライン授業が行われている中でわざわざ成績発表時期に成績確認のためだけに大学へ行くのは非効率。大学が購入しているデータベースへのリモートアクセスサービスは提供されているため、セキュリティー面では成績確認サービス可能はずである。 また、例年成績発表日は春休み中のため帰省している学生も多く、自宅で確認できる仕組みが望ましい。	個人	文部科学省	浜松医科大学において成績情報を管理している「学務情報システム」については、できる限り学生が利用しやすいように、シラバスの閲覧、履修登録等の一部の情報は学外からも確認できるようになっているものの、成績情報については個人情報等の機密性が高いため、学内PC又は学内無線LANに接続したデバイスでしかできない仕組みとなっています。 一方で、今般の状況等を踏まえ、学外からのリモートアクセス等については、個人情報等の保護のためのセキュリティー確保の観点等を踏まえながら検討していく予定です。	なし	対応	国立大学法人については、規制改革実施計画を踏まえ、全ての手続きのオンライン化に向けて、必要な措置を講じるよう周知を行ったところです。今後も、各法人における各種手続について、実際に足を運ばずにオンライン手続きが出来るよう促してまいります。		
560	令和3年2月15日	令和3年3月26日	音楽隊は公務員がする仕事なのでしょうか	地方にも消防や警察等音楽隊がありますが、そもそも音楽隊は公務員がする仕事なのでしょうか。 廃止または関係団体に代わりにやらせてもらうなどいいと思います。	私の地域の警察音楽隊は音楽隊を専務でやっており、要請を受けて行事へ行き演奏すること以外はほぼ演奏の練習ばかりです。(今はコロナで活動できませんが)それだけで公務員の給料を支給されています。 音楽活動に関わる以外の仕事をほぼないと思います。事件事故があっても現場に関わる仕事をすることはありません。団員の中には10年以上音楽隊に在籍している人もいます。はたから見ていると自分たちは演奏だけやっていればいい、それが仕事だからと思っているように見えます。 音楽隊の人は警察の仕事をした人のような感じです。また指揮者として技術吏員が一名いますがその人は警察的な仕事は全くしません。団員の使用する楽器も公費で購入、修繕しています。私から見ると警察の本来業務から音楽隊はだいぶ離れた存在だなと思います。音楽隊を公務員でやる必要はないと思います。廃止または関係団体に代わりにやらせてもらうなどいいと思います。音楽隊がなくなったときのメリットは楽器に公費を使わなくてよくなる。年に一回コンサート会場で行うコンサートの会場費がかからなくなる。人員を削減した忙しい、人員が不足している部署に人を投入できる	個人	警察庁 総務省	【警察庁】 警察音楽隊は、警察と市民とを結ぶ「音の架け橋」として交通安全運動や防犯運動等様々な機会を捉えて積極的に広報活動を行うなど、安全で安心な市民生活の維持と警察に対する理解と協力を求める活動等を行っており、警察業務の一部を担っています。 【総務省】 消防音楽隊の要否や活動内容は、市町村の責任において判断されています。消防音楽隊の意義や役割も市町村の考えによると思いますが、例えば、音楽活動を通じた防火防災の呼びかけなど、消防活動の一部を担っています。	【警察庁】 なし	【警察庁】 その他	【警察庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。		
561	令和3年2月15日	令和3年3月9日	国勢調査自体の見直し	今回の調査項目、本当に何に役立っているのと聞きたい。 他の省庁の統計を利用して解るのではないのでしょうか。 回答拒否や提出拒否がこんなに多いことを真剣にとらえ、国勢調査自体の見直し(廃止も含め)をしてもらいたい。	昨日で提出期限の終わった国勢調査、回収率はどうですか。総務省統計局を存続させるためにこのような調査続けるのですか。統計局の職員さんは疑問に思わないのでしょうか。 最終学歴、現在住んでいる所何年居住しているとか他の統計調査や住民基本台帳で握めるのではないのでしょうか。 常に自治体職員が地域の住民に目を向けて、助けてと言えない人々を救ってあげる政策の方が必要だと思います。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。					

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
562	令和3年2月15日	令和3年3月26日	統計法における調査について	小規模工務店の総務をしています。 各省庁から統計法に基づく調査依頼がきます。統計法に基づくため罰則付きの事実上強制ですが、調査対象期間が会社の決算期間とずれているため回答にとても時間を必要とするものがあります。(国土交通省の土地調査などは1回で10時間以上かかりました)それは会社本来の業務ではなく利益も生みません。また昨今労働に関する締め付けが厳しくなっており労働時間が非常に厳格に管理されるなか調査の回答に時間を割くのは難しいです。	個人	総務省	統計法に基づき報告義務が生じる統計調査(「基幹統計調査」といいます。)は、全国的な政策の企画立案や民間の意思決定の基盤となる特に重要な統計の作成を目的としており、正確な統計を作成するため、皆様からの報告が欠かせません。また、国の統計調査の実施に当たっては、統計法に基づき、総務省が事前に内容の審査・承認を行っています。基幹統計調査については、有識者で構成される審議会である統計委員会に諮り、報告者の負担軽減や他の行政情報の活用可能性の観点も踏まえて議論した上で審査・承認を行っており、報告義務が生じない一般統計調査についても、総務省において同様の観点も踏まえて審査・承認しております。調査の内容によっては、会計年度と異なる期間での報告をお願いせざるを得ない場合があるほか、御負担をおかしてしまう場合もありますが、重要な統計作成のための調査でもございますし、私どもとしても、引き続き、報告者の負担軽減に資するよう努めてまいりますので、御理解いただければ幸いです。	統計法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載した報告者の皆様の負担軽減に資する取組について、引き続き、対応してまいります。		
563	令和3年2月15日	令和3年4月16日	日本学術会議について	公務員でなく(国民の税金を使用しない)民間の独立機関とすべき	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。					
565	令和3年2月15日	令和3年3月26日	民泊コールセンターは何の為にあるのでしょうか?	近隣で別荘地規約に違反して民泊をしている家がありますが、度々迷惑行為があります。何度かコールセンターに連絡していますが、人によって対応がまちまちです。	個人	国土交通省	住宅宿泊事業制度の正しい理解と健全な普及を目指して、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間にわたり、問合せや相談のためのコールセンターを民間事業者に委託し運営しています。住宅宿泊事業に関する制度の問合せ、苦情相談等を受付し、事業者・自治体・消防・地方整備局等への対応依頼連絡をしています。	なし	対応	今回の件は「住宅宿泊事業に関する苦情」の受付は可能だが、「住宅宿泊事業に関係ない、事業者に対する苦情」は受付できない、と入電者様に伝える意図でしたが、苦情自体受付できないと誤認させてしまうような対応になってしまいました。ご意見を全オペレーターで共有するとともに、苦情入電に対する対応フローの見直し等を行い改善を図るなど、再発防止に努めさせていただきます。		
566	令和3年2月15日	令和3年7月20日	起立性調節障害(OD)による不登校児の支援について	ODの症状により小中学校に通えず自宅療養中の子供に義務教育を保障してください。文科省の特別支援教育・不登校支援関係部署、厚労省の地域医療計画・子育て支援担当、日本小児心身症学会など、教育・医療分野が連携した対策チームでODの実態、実態、ニーズの調査を行い、将来的には発達障害者支援法のような法令を定める。 ・病弱教育や適応指導教室、夜間中学、定時制高校、フリースクール等の教育施設を柔軟に利用できるよう法令や規定を改訂 ・OD症状が和らぐ午後～夜間の居場所づくり ・教育コーディネーターの配置 ・教職員・関係機関向けガイドラインの策定 ・専門的な医療機関の確保 ・ODに関する医学的研究の発足	日本小児医学会によると不登校の3、4割にODが併存すると言われ、ODの子供の実態把握と対策は不登校対策に不可欠だが、行政による対策はほとんどない。 ODは倦怠感や頭痛、朝起き不良など外からは症状がわかりづらい上、教育・医療現場で正しい知識の理解が広がっていないため「怠け」と誤解されやすい。不適切な扱いによる精神的なストレスが加わると、不登校が定着しがちである。 重症ODでは強い倦怠感等で全日制の学校に通うのは著しく困難になる。通信制や定時制の高校なら何とか通える子供が多いが、義務教育期間中は公教育に選択肢がない。障害者福祉の対象からは外れ、入院しない限り院内学級も利用できない(できる自治体もある)。現状では、時間外の特別指導や家庭訪問など担任教師らの個人的な努力に依存しており、教員に負担がかかっている。 思春期が終わる頃にはほとんどが回復し、本来の能力を発揮することが可能である。ODの罹患中も症状に応じた適切な教育・支援を保障するのは国家の義務であり、将来の日本を支える有為な人材を育てる上でも有用である。 ODの診療には時間と手間がかかり、専門医は非常に少なく、地域によって偏っている。小児科以外の医師ではODの認知度も低く、高校以上で発症した子供は医療機関にかりづら。適切な診断・治療を受けられないまま不登校状態が続いている子供が相当数おり、専門的な医療機関の確保が求められる。 また、ODは兄弟姉妹、親子での発症など約半数に遺伝傾向が認められる。善効を示す薬や治療法はなく、重症になると成長期の数年間を療養に要する。ODに関する医学的研究の推進は大きな意義がある。	個人	文部科学省 厚生労働省	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律(平成28年法律第105号)において、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等のため、学習支援を行う教育支援施設の整備や、特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備、学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握等について定められています。 また、30文科初第837号「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について(通知)」(平成30年9月20日)にて、病院や自宅等で療養中の義務教育段階の病気療養児に対して、一定の要件の下で同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、指導要録上出席扱いとすることができる旨を通知しています。 さらに、「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める「子どもの心の診療ネットワーク事業」において、様々な子どもの心の問題等に対応するため、都道府県及び指定都市における拠点病院を中核とし、地域の医療機関並びに児童相談、保健所、市町村保健センター、要保護児童対策地域協議会、発達障害者支援センター、児童福祉施設及び教育機関等と連携した支援体制の構築を図っています。	義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律(平成28年法律第105号) 「母子保健医療対策総合支援事業の実施について」(平成17年8月23日付雇児発第0823001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	現行制度下で対応可能	個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うため、特別の教育課程に基づく不登校特別校の整備等を通じて多様な教育機会の確保に努めているところです。また、不登校児童生徒に対する効果的な支援が学校においてなされるよう、各学校において中心かつコーディネーター的な役割を果たす教員も明確に位置付けることの必要性について周知しているところです。 起立性調節障害により病気療養中の児童に対し、一人一人の状況に応じた支援等を行うため、平成30年から、同時双方向型授業配信の指導要録上の取扱の整備等を通じて多様な教育機会の確保に努めているところであり、引き続き本制度が活用されるよう周知してまいります。 さらに、「子どもの心の診療ネットワーク事業」を通じて、引き続き、子どもの心の問題等に関する多角的な支援に取り組んでまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
568	令和3年2月15日	令和3年3月9日	認知症の家の年金相談を夫の私が電話で行えない	家内は初老期痴呆症の59歳です。いま障害年金を頂いております。来年金以降の年金額についての相談を電話でしようとしたところ、委任状を持って年金事務所に来るか、電話相談は本人しか出来ないと断られました。認知症で精神障害1級である家内が電話で話せる訳はなく、委任状なども絶対に書けません。夫である私が書いて行くしかありません。簡単な相談ですが、おかしいと思います。本人確認の方法を設定して、家族でも電話相談出来る方法を作ってほしいです。	年金事務所は遠いです。混んでいて相談に時間がかかります。行って話をして帰って来るのに半日がかかります。時間はコストです。電話も混んでいてなかなか繋がりませんが、電話で相談出来れば、遠方まで交通費と時間をかけて出かける必要がありません。	個人	厚生労働省	年金事務所の窓口で年金相談をされる際、相談窓口においてになる方がご本人の代理人である場合(家族を含みます)、ご本人の委任状と代理人の方の本人確認が出来る書類をお持ち頂いております。また、相談窓口においてになる方がご家族である場合(委任状がない場合)で、ご本人が身体の障害などにより窓口において出来ないときは、委任状がなくても、次の書類があればご相談ができます。 ・本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳など ・施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可) ・窓口においてになる方ご自身の本人確認ができる書類 また、電話で年金相談をされる際、電話をされる方がご本人のご家族(※)である場合、本人とお電話をされた方の基礎年金番号がわかるものをご用意いただき、本人確認のため、いくつかご質問をさせていただいております。また、この場合にご相談できる内容は、個人情報保護の観点から、日本年金機構からお送りした通知書の内容に関するものとさせていただきます。 (※)「2親等以内の親族、又は3親等以上の同居の親族」を言います。	-	対応不可	電話で年金相談をされる際、電話をされる方がご本人のご家族(※)である場合、ご相談できる内容は、個人情報保護の観点から、日本年金機構からお送りした通知書の内容に関するものとさせていただきます。その他のご相談については、年金事務所等の相談窓口や出張相談等にて承ります。 なお、日本年金機構に法定代理人であることの登録をしている法定代理人につきましては、本人確認を行った上で、ご本人に代わって電話相談を行うことが可能です。 (※)「2親等以内の親族、又は3親等以上の同居の親族」を言います。 また、年金相談につきましては、文書による相談も受け付けており、文書を出される方がご本人の代理人である場合(家族を含みます)、ご本人の委任状(原本)と代理人の方の本人確認が出来る書類の写しを相談文書に同封していただくようお願いいたします。 なお、文書を出される方がご家族(委任状がない場合)の場合で、ご本人が身体の障害などにより相談することができない理由があるときは、委任状がなくても、次の書類があればご相談ができます。 ・本人の身体障害者手帳、要介護認定の通知書、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳などの写し ・施設、療養機関に入所されているときは施設長の証明(写し可) ・相談者の本人確認ができる書類の写し ・本人との関係に関する申立	
569	令和3年2月15日	令和3年4月16日	日本学術会議に若手枠を作る	日本学術会議の委員任命拒否問題が上がっているが、日本学術会議の委員の選出自体が不透明であり、ブラックボックス化している。また、若手の研究者が含まれておらず、若手の意見が吸い上げにくい。現行の日本学術会議を改組するか類似の新しい会議を設立するかは別として、若手の意見が科学政策に反映される仕組みを作りたい。	日本の科学技術を相当する新しい会議を設立する。「学術」の各分野から均等に委員が選出されるように、科研費の大区分あるいは中区分ごとに、採択数にほぼ比例するように委員数を決定する。委員内には、若手枠(おおむね45才以下)も用意する。一流の科学者が自分の分野で複数の委員候補を推薦する。一流の科学者とは、科研費では特別推進研究、新学術領域研究(研究領域提案型)、基盤S等、他にはCREST、ERATO等の超大型予算の研究代表者のうち、選考に加わりたい者と定義する。大区分あるいは中区分で定員の数倍の候補者(若手枠の候補者含む)を提案・選考してもらい、その区分以外の者の投票により、会議の議員を決定する。他分野の者が投票を行うことで、議員が他分野の研究者の評価に耐えることが担保される。また、学会ごとに事実上の枠ができ、その枠が談合で決まることを避けることができる。	個人	内閣府	番号524の回答を参照してください。				
570	令和3年2月17日	令和3年3月26日	建築・設備等の図面の押印の廃止希望	建築・設備等の図面の押印の廃止を希望します。(特に都道府県や市町村や国公立大学等が図面への朱肉での押印を求めています)	設計事務所に勤めている雑用をやる女子職員です。この図面は私が書いたので責任持たしますよ！と押印するのでしょうかが現状めんどくさい作業として雑用女子が押印しています。大体どこの事務所もそうです。「私が見ましたよ」「責任取りますよ」の書類上の押印が廃止になる流れであれば同様に扱って欲しいです。昔は手で書いていましたので書き終わって書いた本人が押印というパターンもあったと思いますが、現在はパソコンで書いて出力してまとめて雑用女子に押印の作業が押し付けられます。図面を書いていない人がひたすら何時間もかけて押印します。これって、必要ですか？図面への押印も設計事務所の枠が入っておりそこに事務所の一級建築士の記載もあります。それでも図面だけ押印する必要がよくわかりません。特に都道府県や市町村や国公立大学等の仕事は押印が当たり前に求められますので改めて欲しいです。	個人	国土交通省 文部科学省 内閣府 総務省	<建築士法における設計図書への押印規制の見直しについて> 建築士法においては、建築士が設計を行った場合には、設計図書に建築士である旨の表示をして記名及び押印をしていただくこととなっております。 <国立大学法人等における押印等の見直しについて> 企業から国立大学等に対して提出される書面・押印申請の要否については、国による定めはありません。 <地方公共団体における押印規制一般の見直しについて> 地方公共団体における押印を求めている手続には、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続があります。	建築士法第20条第1項	検討に着手	<建築士法における設計図書への押印規制の見直しについて> 建築士法における建築士の設計図書への押印を不要とする改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」を令和3年2月9日に国会に提出しました。 <国立大学法人等における押印等の見直しについて> 国立大学法人等に対しては、規制改革実施計画を踏まえ、書面・押印手続の見直しについて、必要な措置を講じるよう周知したところです。 <地方公共団体における押印規制一般の見直しについて> 地方公共団体における押印規制一般の見直しについては、「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」(令和2年7月17日付け総務省自治行政局長通知)において、 ・国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することが考えられること ・地方公共団体が独自に実施する手続については、国の取組に準じた対応を実施することが考えられること を示し、各地方公共団体に対して押印規制の見直しに積極的に取り組んでいただくようお願いしているところです。 また、地方公共団体が押印見直しを実施する際の参考として、推進体制、作業手順、判断基準等を示した「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を令和2年12月18日に公表しました。	
571	令和3年2月17日	令和3年3月9日	省庁間異動者の給与返納・追給処理の一本化	月中異動者にとって、前任庁から日割り給与返納の納入告知書が発行され、銀行に出向いて収めなければならない、その同額が後任庁から給与追給される。これを、同じ国家公務員の枠として会計間振替処理をすれば、事務の削減となる。	同額が振り込まれ返納する仕組みは非合理的。削減効果は、本人が銀行に出向かなくて良い、銀行窓口の来客が減る、銀行から国への通知がいらない、国での収納確認が不要、未納者への督促が不要、納入告知書の発行が不要、前任庁・後任庁双方の日割り計算書の作成不要。また、本人の安定収入にも繋がる。	個人	人事院	給与法第7条において、各庁の長は、それぞれの所属の職員が、俸給の支給を受けるよう給与法を適用しなければならないとされており、人事院規則9—7第3条において、職員が月の中途にその職員の給与の支出について定められた予算上の部局間での移動をした場合には、発令日の前日までの給与について日割計算による額を従前所属していた部局で支給し、発令日以降の給与について従前所属していた部局での既支給分を差し引いた額を新たに所属する部局で支給することとなっております。この際の会計処理において、追給・返納が生じる場合があるものと承知しております。	人事院規則9—7(俸給等の支給)	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
573	令和3年3月4日	令和3年3月26日	育児取得強制の排除	<p>男性職員の育児については、職員の権利であり、義務ではないはずである。それが、現在の国土交通省では以下のような形の運用がされている。……</p> <p>4月から6月までに子が生まれた職員のうち、公表基準日(8月1日時点)において計画が1か月未満であった職員がいる機関におかれましては、ご提出いただいた「育児等取得計画」について1か月以上の計画となるよう見直しの上、再提出願います。</p> <p>1か月未満の職員がいない場合は、お手数ですがその旨ご報告願います。</p> <p>・原則、全ての職員の計画を1か月以上としていただくことを想定しておりますが、特段の事情により1か月未満となる職員がいる場合は、その理由をご教示ください。(1か月未満となる場合は省内幹部に報告する必要があります。)</p> <p>「全ての子どもが生まれた男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指す」との方針徹底については、公表同日に閣僚懇にて菅官房長官(当時)から取組を促す発言がされていることもあり、第1四半期の取得予定のみならず、第2四半期以降の取得予定や、実績の状況把握等について、引き続きしっかり取り組む必要があります。</p> <p>次官連絡会議においても杉田副長官から「コロナ対応や災害対応などで先の見通しが立たないために1か月未満となっている計画については、適宜計画を見直し、1か月以上とすることを検討したい」との指示もごございます。』……</p> <p>これは強制に他ならない。男性職員の権利であることを明確化し、それにふさわしい施策となるように提案するものである。</p>	個人	国土交通省	<p>国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得については、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」という。)等に基づき(1)管理職員及び人事担当課による対象職員の把握、(2)管理職員による対象職員に対する情報提供及び育児に伴う休暇・休業の取得の勧奨、取得計画の作成、(3)管理職員における対象職員の取得状況の把握、計画に沿った取得の促進、取得計画の見直し等を行うこととしています。</p> <p>このうち取得計画の作成については、取得促進方針において「取得に関する本人の意向に基づき、取得計画を作成する」人事担当課は、管理職員からの報告により対象職員の取得予定を確認し、取得意向がない又は期間が1か月に満たないといった場合には、管理職員又は当該職員に対し、理由の確認や勧奨を行う。」と定められ、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に定める標準的な取組及び人事評価の実施について(依頼)「(令和2年1月内閣官房内閣人事局人事政策統括官通知)において「人事担当課は、管理職員が提出した取得計画を確認し、取得予定の記載がない場合や取得日数の合計が1か月に満たない場合には、管理職員に対しその理由の確認を行う。その上で、取得日数が少ないこと等の理由が必ずしも合理的でなかったり、明確ではないと思われる場合には、対象職員本人への確認を行う。この際、例えば、管理職員から取得計画提出時等に対象職員が取得しない理由について家庭事情等の個別具体的な説明があった場合には、対象職員への人事担当課からの再度の確認は、慎重に対応する。」と定められ、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」に定める標準的な取組 Q&A)において「取得計画については、対象となるすべての職員について、当該職員の管理職員が作成することとしています。対象職員に対し、育児に伴う休暇・休業を合計1か月以上取得することについて管理職等から勧奨した上で、対象職員や当該家庭の事情等により取得意向が全くないことが確認された場合については、その旨を取得計画に記載してください。」と定められているところ、これらについては、人事担当課を通じて管理職員及び対象職員に適切に周知されています。</p>	なし	事実誤認	<p>国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得については、「国家公務員の男性職員による育児に伴う休暇・休業の取得促進に関する方針」(令和元年12月女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。以下「取得促進方針」という。)等に基づき、「取得に関する本人の意向に基づき、取得計画を作成し、取得予定がない場合等は「理由の確認や勧奨」を行うこととして、適切に運用しているところ。したがって、本人の意向に反して休暇・休業の取得を強制することはありません。いずれにしても、引き続き、取得促進方針等に基く適切な運用を継続してまいります。</p>		
574	令和3年3月4日	令和3年6月16日	在留カードの活用と不正防止策ならびに技能実習制度について	<p>外国人の日本国内のビザ取得および技能実習生の扱いについて提案。</p> <p>1. 技能実習制度について 2. 在留カードの不正防止について 3. 在留カードの使い道の拡大について 4. 在留外国人の賃貸契約と土地の購入について 5. ビザ申請の費用について</p>	<p>1. 技能実習生の逃亡を避けるべく、国でも彼らを雇うべきだと考えます。例えば、国土交通省において、河川国道事務所などの業務は、まさに技能実習ができる場所だと思います。民間で安い賃金で働かせても何もこの制度の利点を生かしていません。その上で、技能実習生は国でも雇うべきだと思います。</p> <p>2. 在留カードの不正や模造品が出回る理由の一つにセキュリティの甘さがあると思います。その為、在留カード取得時に、指紋登録と指紋ナンバーの登録。在留カードにも二つの番号を掲載し、照合の際、在留カードのナンバーで名寄せした時に、照合先で指紋と指紋ナンバーも表示し一致しなければ不法滞在になるというシステムの構築をすべきだと思います。</p> <p>3. 一度、在留カードが発行されると、その後の就職した後、何年でも在留カードの在留期限を確認しない事業者がいます。その為、保険証の更新や発行時に在留カードナンバーを提示を義務化し、厚生労働省側でも不正を防ぐ対策をすべきだと考えます。</p> <p>4. 不法滞在を防ぐべく外国人のアパート等の賃貸契約は、原則1年とし、パスポートの提出と在留カードの確認を義務化すべきです。また、近年、中国人が日本の土地を購入することが多発しています。他国では、外国人は在住国の土地を買うことができない法律がありますが、日本では、永住権がなくても購入できます。これは将来、日本の土地が奪われる可能性がありますので、他国同様、コンドミニアムしか買えないよう法整備をすべきです。</p> <p>5. ビザ申請値段は、もっと高値にすべきです。人口減少中、税収の一部として収益も上がり、日本のビザは貴重な物として扱われるようになります。</p>	個人	法務省 厚生労働省 国土交通省 内閣官房 外務省	<p>1. 技能実習制度は、技能、技術又は知識の開発途上地域等への移転を図り、開発途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に協力することを目的としており、実習実施者との雇用契約に基づき、技能実習生を受け入れています。</p> <p>2. 在留カードの偽変造対策については、在留カードの券面に、見る角度を変えることで色が変化する特殊なホログラムや、カードを傾けると絵柄の色が変化する特殊なインクなどが用いられており、その見方については、出入国在留管理庁のホームページに掲載するなどして周知を図っています。</p> <p>また、出入国在留管理庁ホームページ上に、在留カードの番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カードの番号と有効期間を入力することにより、当該番号が失効していないかについて確認することができますようにしています。</p> <p>さらに、令和2年12月25日から、在留カードのICチップ内に保存されている身分事項や顔写真等の情報を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する在留カード等読取アプリケーションを無料配布しています。</p> <p>3. 健康保険制度においては、被保険者資格取得届等の提出に際し、記載内容に誤りが生じないよう、事業主において住民票や在留カード等により本人確認を徹底するよう周知しているところです。</p> <p>4. (前段) 民法(明治29年法律第89号)及び借地借家法(平成3年法律第90号)には、賃貸借契約に関して、国籍等によって契約期間や身元確認に係る制約を課す規定はありません。</p> <p>4. (後段) 外国資本等による土地買収については、骨太方針2020において、「安全保障等の観点から、関係府省による情報収集など土地所有の状況把握に努め、土地利用・管理等の在り方について検討し、所要の措置を講ずる」とされたことを踏まえ、内閣官房において検討を進めています。</p> <p>5. 査証手数料を含む領事手数料は、法令により、徴収根拠や手数料額が定められています。</p>	1. 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号) 2. なし 3. 健康保険法第48条等 4. なし 5. 外務省設置法第11条 領事官の徴収する手数料に関する政令 領事官の徴収する手数料を定める省令	1. 対応不可 2. 対応不可 3. その他 4. (前段) 対応不可 4. (後段) 検討に着手 5. 対応不可	<p>1. 技能実習法(以下、法という。)において、実習実施者とは、法第2条第7項及び第8項の規定により、法第8条第1項に規定する技能実習計画に基づき、技能実習を行わせる者としてされています。法第8条第1項に規定する技能実習計画は、技能実習を行わせようとする本邦の個人又は法人が作成し、出入国在留管理庁及び厚生労働大臣の認定を受けるものであり、個人又は法人に国は含まれないため、国が実習実施者となることは想定していません。</p> <p>2. 在留カードの偽変造対策については、在留カードの券面に、見る角度を変えることで色が変化する特殊なホログラムや、カードを傾けると絵柄の色が変化する特殊なインクなどが用いられており、その見方については、出入国在留管理庁のホームページに掲載するなどして周知を図っています。</p> <p>また、出入国在留管理庁ホームページ上に、在留カードの番号の失効情報を確認することができる「在留カード等番号失効情報照会」ページを設置しており、この画面上で在留カードの番号と有効期間を入力することにより、当該番号が失効していないかについて確認することができますようにしています。</p> <p>さらに、令和2年12月25日から、在留カードのICチップ内に保存されている身分事項や顔写真等の情報を読み取り、その情報が偽造・改ざんされたものでないことを確認するための機能を提供する在留カード等読取アプリケーションを無料配布しています。出入国在留管理庁では、券面の偽変造防止対策や在留カード等番号失効情報照会の運用に加え、このアプリケーションの幅広い利用により、偽変造在留カード対策をより一層進めていきたいと考えています。</p> <p>3. 健康保険制度においては、被保険者資格取得届等の提出に際し、記載内容に誤りが生じないよう、事業主において住民票や在留カード等により本人確認を徹底するよう周知しているところです。</p> <p>なお、出入国在留管理庁においては、不法就労外国人問題に対処することを目的に、例年「不法就労外国人対策キャンペーン」を定め、外国人を雇用する事業主等を対象に不法就労の防止について理解と協力を求めるため、リーフレットを用いて外国人雇用の際の注意点を説明し、不法就労防止を呼びかけるキャンペーンを行っています。その際、在留カードの「就労制限の有無」を必ず確認し誤って雇用することのないように注意を喚起するほか、在留カードの真偽判断のポイントについて紹介しています。また、事業主団体(中小企業団体、商工会議所等)、関係行政機関及び地方公共団体等に対して、不法就労防止に関する啓発活動の協力を依頼しています。</p> <p>4. (前段) 国籍等によって賃貸借契約における契約期間に一律に制約を課すことは適切ではないと考えています。</p> <p>なお、住宅の賃貸借契約に係る入居審査において、一般的には身元確認が行われています。</p> <p>4. (後段) 現在、内閣官房において、骨太方針2020を踏まえ、安全保障上重要な土地の利用・管理等の在り方について課題を精査し、検討を進めているところです。</p> <p>5. 査証の目的は、外国人の入国について事前に審査がされ、旅券に付与されることで、善良な外国人に対する円滑な入国審査実施に寄与すること及び我が国の利益を害する行為を行う外国人の入国を阻止することです。また、査証手数料は外務省設置法第11条や政令、省令で、事務に要する実費及び為替相場を勘案して徴収することや手数料額が定められており、在外公館は、これらの法令に基づき、適切に査証手数料を徴収しています。</p>	
575	令和3年3月4日	令和3年9月10日	国立大学における不必要な捺印の要求について	<p>筑波大学において、不必要な捺印を要求されるケースが散見される。Wi-Fiルーター貸出時の誓約書に捺印が必要だと言われた。自着であれば捺印がなくても誓約書の法的効力に影響しないため、捺印を拒否したところ、大学本部が必要だから捺印が必要だ、との返答が担当者からあった。</p>	<p>「外国人のSmithさんにも捺印を要求するのですか?」と尋ねたところ、「外国人は印鑑がないから不要だ」との返答だった。これでは、日本人と外国人の間に差別的待遇が生じてしまう。国立大学においてこのような外国人差別を行なっていることは看過できない事態である。当該事例において捺印が必要となる根拠法はないため、捺印の要求は慣例によるものである。</p>	個人	文部科学省	<p>規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。</p>				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
576	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議について	どうしても必要なならば、専門家等は、ボランティアで参加すべき。	廃止でいいと思います。必要ない。報酬が多すぎる。	個人	内閣府	日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。独立して次の職務を行っており、日本学術会議に関する経費は国庫が負担することとされています。 ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	日本学術会議法	検討に着手	令和3年4月22日に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(日本学術会議HP) http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s182-2.pdf	
578	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国内で使用されている簡体字とハングル表記の廃止について	現在、国内では至る所で、中国語(簡体字)と韓国語(ハングル)表記が使用されていますが、日本は多民族国家ではありませんので、これらの言語を国民に押し付けることは許されず、従来の日本語と英語表記に戻すべきです。なお、JRR東海は、日本語と英語表記のみであり、何の問題もないと聞いています。	今は、空港、鉄道、道路、市役所、バスターミナル、飲食店、デパート等、あらゆる場所で簡体字とハングル表記が使用され、国民はやる必要のない余分なコストを負わされているとともに、これらの言語の表記は、小さくて日本国民には見えづらく、不便を強いられているのが現状であり、景観上も、国民感情からも納得できるものではありません。 日本には、多くの中国人が居住しており、中国の国防動員法が発動された場合は、国内で使用されている簡体字が悪用される恐れがあります。また、ハングル表記は、北朝鮮による工作活動に悪用される恐れがあります。 中国人も、韓国人も、英語学習はやっているはずであり、敢えて日本のみが世界の常識に反した言語表記をする必要は全くありません。 多くの国民は、以前のような日本語と英語表記の簡潔なものを望んでいると考えられますので、来年のオリンピック・パラリンピックを前に、是非、以前のような簡潔な姿に戻すよう、国民として強く要望する次第です。	個人	国土交通省	番号537の回答を参照してください。				
579	令和3年3月4日	令和3年4月16日	幼稚園・小学校での現金集金廃止について	幼稚園や小学校の雑費は、現金集金ではなく、口座引き落としにしてほしいです。	キャッシュレス化が進み現金を扱う機会が減っています。そのため、保護者が指定された金額を用意するのは、大変な手間がかかります。時にはすぐに買う必要の無い物を現金で購入することもあります。現金を用意する、集めた現金を集計する、金融機関に持ち込んで再度確認するなどさまざまな手間がかかります。また現金には、途中で紛失するリスクもあります。あらゆる方の仕事量の削減のためにも、現金での集金は廃止してほしいです。 地域によっては口座引き落としの学校もあるかもしれませんが、提案先が分からなかったのですが、こちらに連絡させていただきました。よろしく願います。	個人	文部科学省	各学校で管理されている徴収金については、それぞれの学校で管理方法を定められているものと承知しています。	なし	現行制度下で対応可能	徴収金の管理については、各学校で定められているものであり、運用の仕方によって改善が図れるものと考えます。また、文部科学省としては、様々な機会に業務の効率化や事務負担の軽減に関しての取組を促しています。	
580	令和3年3月4日	令和3年8月18日	学術会議	学術会議現役会員の科学技術、教育、医療技術などの向上に会員それぞれの英知を結集して積極的、具体的な提言を必ず年一回行う事を義務付けるべき。	具体的、積極的な提言を出すことを義務付ける事により曖昧で学識者以外でも言えるような意見が減るのではないだろうか。 例えば戦争反対なら戦争をしないように相手が好戦的な態度に出ないようにするためにどのような政策を打っていくべきかが出てくるようになると思う。 学識者なら具体的な事が言えるはず。 学術会議現役会員は、専門分野の研究で得られた知識を活かして国の向上、発展に貢献することに関与することを義務付けるべき。 会員任命を拒否された学識者は、政府の提出した法案に異議をとなえただけで法案の問題点の改善策を提示出来なかったのかわ。 研究者なら具体的な改善策と改善策を実施した後どのような効果があるかと言えなければならぬと思う。 学識者代表としてはどうかと思う。	個人	内閣府	番号576の回答を参照してください。				
581	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国立大学の公募の電子化について	お茶の水女子大学の公募方法(署名、捺印入り、A4用紙を用いて郵送。返信葉書入り)を改善して電子化(アップロード)にして欲しい。	現在、米国に居住しているが、ここではA4用紙も返信葉書用の日本の切手も手に入れるのが困難である。私は日本にいる親族に頼んで送付してもらったが、日本に親族のいない研究者もいる。海外でグローバルに活躍する研究者の雇用機会を失わないためにも、海外からの応募に優しい仕組みを作って欲しい。 お茶の水女子大は印刷書類を送付、という形態だったが東京大学のある研究室では学内サーバーへのアップロードで書類を受け付けてくれてありがたかった。国立大学全体でアップロードによる提出に対応していただくと、さらには履歴書や業績リストの書式なども統一していただくと多くの研究者が非常に助かると思う。	個人	文部科学省	番号479の回答を参照してください。				
582	令和3年3月4日	令和3年4月16日	国立大学法人試験事務室の廃止	例年実施している国立大学法人職員統一試験を廃止する。職止することで、法人試験事務室が不要となり、そこに在籍する各大学からの出向もなくなり、人的コスト・関係経費の削減に繋がる。	国立大学は職員採用のため、各ブロックごとに統一試験を実施しているが、公務員志望の学生が併願先として国立大学の試験を受ける形になっており、せっかく合格・内定を出しても、辞退されるケースが非常に多い。また、そもそも受験者数が減少しているため、大学が定める合格ラインに1人も達さないケースすらある。この統一試験を実施するには、センター試験の様に、事前に多くの準備があり、当日も職員が土日出勤して対応するため、人的コストもかかる。一番の問題は、法人試験事務室が、このような厳しい採用状況の中、例年通りの仕事しにくい事。約半数の国立大学が、この試験以外に、大学独自の試験をする事で、職員の補充に努めているが、正直、独自試験の受験生の方が、かなりレベルが高い。法人試験事務室・統一試験を廃止する事で、各大学の負担軽減が図られるとともに、大学ごとの色を出した採用が可能になり、特色ある大学の創生に繋がるのではないかと。せめて、統一試験に対する各大学の思いを述べるアンケート調査だけでも、実施してほしい。	個人	文部科学省	国立大学法人等における職員採用試験は、それぞれの法人の採用方針に基づいて行われているものであり、統一採用試験からの採用を行うか否かは各法人において判断すべきものです。	なし	現行制度下で対応可能	制度の原状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
583	令和3年3月4日	令和3年4月16日	自衛隊の高速道路等通行料金常時無料化	自衛隊の平素の教育訓練に伴う人員・装備品の輸送、及び部隊移動等に係る高速道路等の有料道路通行料金の無料化	移動時間の短縮による教育訓練に相当する時間の確保、高速道路等利用料金コストの削減、高速道路等の利用に係る調整部署、人員の削減によるコスト削減・業務の効率化及び実動部隊の人員数の増加等の効果が期待	個人	防衛省 国土交通省	【防衛省】 自衛隊の平素の教育訓練のための高速道路等の有料道路通行においては、利用料金を支払う必要があります。 【国土交通省】 高速道路の料金を徴収しない車両については、道路整備特別措置法において、道路交通法に規定する緊急自動車その他政令で定める車両はこの限りではないとされており、同法施行令において、災害救助、水防活動その他の特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不相当であると認められる車両で、国土交通大臣が定めるものとされています。 国土交通大臣が定める車両については、「料金を徴収しない車両を定める告示」で定められており、自衛隊車両については、自衛隊車両の活動に応じて告示の該当の有無を判断しており、告示に該当する場合、料金を徴収していないところ。	道路整備特別措置法	対応不可	【防衛省】 自衛隊が訓練で使用する有料道路利用のために必要な経費について、優先順位を踏まえつつ、必要な教育訓練を行えるよう十分な予算確保に努めてまいります。 【国土交通省】 有料道路は、道路の建設等に係る債務を利用者の料金により償還することを前提とした制度であり、利用者の料金負担の公平性等の観点から、料金を徴収しない車両については、緊急自動車等特別の理由がある車両に限定されているところ、ご意見のような利用について無料の対象とすることは困難と考えています。	
584	令和3年3月4日	令和3年3月26日	財務省主査説明等のオンライン化(明日にでもできます)	現在、各省庁が財務省へ分厚い紙束をもって、説明をし、それを手書きでメモを取っているのが現実である。大学院を卒業したばかりの小職にとってはとて時代遅れであると感じた。財務省説明をオンラインのみとすることにより、紙の無駄遣いをなくすとともに、テレワークも推進することができ、双方にとってもプラスとなる。	現在は、主査説明とし、各省が財務省に説明をすることになっている。そのための印刷の部数、枚数はゆうに100ページを超える。これを深夜まで印刷をしているのが現状である。また、主査説明のために、出勤しなければならぬ職員もいることを忘れてはならない。メモ取りもタイピングの音が気になるという暗黙の了解のもと、手書きで行っているのが現実である。 そこで、財務省説明をオンラインのみと制限することにより、紙の無駄遣いを無くす、テレワークを推進することができ、メモもPCで取ることが可能となるほか、新型コロナウイルス感染症対策にもなり、良いことしかない。 オンラインでは、うまく伝わらないという幹部の声も聞かぬが、オンラインでもうまく伝わるように場数を踏むというのも大切であると感じている。 よく、議員レクのオンライン化が叫ばれるが、まず、身近なところから原則ではなく、「オンライン化のみ」とすることにより、強制力を持って改革を進めなければ日本は変わらないと強く感じる。ご検討を頂ければ幸いです。	個人	財務省	財務省における主査説明時の説明方法等は、各予算係と各府省庁との間で調整し決定しているものと承知しています。 また、令和2年9月以降、業務効率化のために各府省庁と利用できるビデオ会議システムを全職員に導入し、ヒアリング等への活用を推奨しているところ。	なし	現行制度下で対応可能	今後とも、ヒアリング等へのビデオ会議システムの活用を進めてまいります。	
585	令和3年3月4日	令和3年4月16日	消防団の寄付強制について	消防団員から年一度訪問され、寄付金2000円請求される	私は茨城県に住んでいます。いつも疑問ですが消防団が毎年消防団協力を金として一戸世帯を周り2000円請求されます。これはほぼ消防団旅行費や宴会代だそうなんです。このようなことをやるように国から通達していただけないか	個人	総務省	地方財政法第4条の5において、地方公共団体は住民に対し、寄付金を割り当てて強制的に徴収するようなことをしてはならないとされています。	地方財政法第4条の5 消防組織法第9条	その他	消防団は、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関の1つであり、消防団を設置する各市町村において、適切に対応すべきものです。 法律の趣旨については、茨城県にお伝えします。	
587	令和3年3月4日	令和3年4月16日	研究分野における大学および独立行政法人の公募に応募する際の各種申請を電子化すること	1. 典型的な応募書類の書式を統一すること(履歴書・職務経歴書・研究業績など) 2. 電子応募を基本にすること(書類送付の廃止)	私は研究者をしています。国立大学や国の研究機関(独立行政法人等)の公募に応募する際には、毎回書式の違う応募書類を作成し、印刷し、それを郵送で送付しなければなりません。文部科学省の方針に従った結果、任期付きのポストが増え多くの研究者は何度も公募に応募することになりますが、書類作成や送付に貴重な研究の時間を割かざるを得ないのが現状です。また、書類を送付するというスタイルは海外からの応募を減らしている一因であり、日本人が海外に出て行かない要因の一つでもあろうと思います。 すなわち、単純なこの2つの改革により 1. 研究時間の捻出 2. 海外からの応募を増やす 効果が考えられます。 理想的には履歴書や研究業績はe-Rad等のシステムに登録しておいたものをそのまま使用できる形が望ましいと思います。 JSTが主管しているJrecinでは電子応募の機能はありますが、それを使用可能としている機関は圧倒的に少ないと言わざるを得ません。これらは機関内の前例主義が原因であろうと考えられますが、様々なものが電子化されていく現代に沿った形にすべきであり、改革を希望します。	個人	文部科学省	各大学における教員等の人事は、各大学がその責任において適正に行うことが基本ですが、文部科学省では、「研究力向上改革2019」において掲げた「求人公募における海外からの応募に係る負担の軽減」等を踏まえ、各大学等において、特に国外の研究者が応募・面接に当たり不利益の被ることのないよう、求人公募における応募・面接のオンライン化の推進に努めるよう好事例を示しながら依頼(令和元年5月事務連絡)したところ。文部科学省が所管する国立研究開発法人については、全ての法人において、応募書類を電子的に提出可能としています。 また、イノベーション創出を担う研究人材のためのキャリア支援ポータルサイト「JREC-IN Portal」においても、各大学等における電子応募導入を推進すべく、「大学等における求人公募に係る申請手続きのオンライン化等の推進について」(令和3年2月12日付文部科学省事務連絡)を踏まえた積極的な対応を呼び掛けています。		現行制度下で対応可能	令和元年5月事務連絡で示した取組事例を更新するとともに、オンライン化を活用した公募申請手続きを取り入れるなど、教員等の求人公募手続きの不断の検証を求める事務連絡を改めて発出・周知を行ったところ。また、引き続き、JREC-IN Portalにおいても、サイトの更なる充実に取り組んでまいります。	
588	令和3年3月4日	令和3年3月26日	地方支分部局長の任期の長期化	私が所属する国の地方出先機関では、キャリア官僚が局長として赴任してきますが、1年で異動し、毎年新しい局長になります。部長級も1年異動が多いです。これを最低2、3年の任期にすることを提案します。	新局長・新部長の都度、業務説明、関係各所への挨拶回り、前局長が始めた施策の見直しなどが行われます。異動が2年毎であれば、上記業務は2年に1度ですみます。そもそも1年で方針が変わる組織、トップが毎年新任の挨拶回りを行っている組織では、管轄する地域の信頼は獲られません。トップが1年で変わる組織は健全なんでしょうか？これは霞ヶ関各省庁のトップにも言えることだと思います。1年で異動している理由が、国民や管轄する地域のためであれば喜んで働きますが、私にはよく分かりません。ただ、キャリア官僚の異動事情や前例踏襲のように見えます。トップの任期が延びれば、異動に伴う「提案の具体的内容」で記載した業務量削減に繋がります。また組織の安定による国民の信頼も高まります。どうぞよろしく願います。	個人	内閣官房	国家公務員法において、職員の転任は人事評価に基づき、任命しようとする官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該任命しようとする官職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとされています。また、採用・昇任等に当たり従うべき基本的な方針である「採用昇任等基本方針」では、多様な勤務機会の付与、多岐にわたる行政課題や業務の繁閑への的確な対応、同一官職に長期間就けることに伴う弊害の防止等を勘案しつつ行うこととされており、これらを踏まえ人事異動を実施しています。	国家公務員法第54条、第58条	現行制度下で対応可能	国家公務員の人事管理については、引き続き適切に行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
589	令和3年3月4日	令和3年4月16日	法務省・裁判所における横書きコマの使用撤廃	法務省・裁判所では、「公用文作成の要領」に従い、横書き文書にテン「」ではなく、コマ「」を用いています。しかし、民間は勿論、他の省庁でも、日本語の文章にコマを使うことはなく、法務省・裁判所関係だけが、コマを使うことを強制しているのは異常です。法務省・裁判所における横書きコマを使用を撤廃し、民間・他の省庁と同様に、テン「」を使うよう改めて下さい。	日本において、横書き文書を書くにあたり、法務省・裁判所関係（検察庁、弁護士会、裁判関係用語）だけ、テン「」ではなく、コマ「」を使っています。これは、この世界が一般市民社会からかけ離れた非常識なところであることを示していません。裁判員制度の導入など、市民に開かれた裁判制度を目指しているにも関わらず、用語の使い方を見ても、市民社会の常識を見ようとしてもしなない姿勢には憤りを感じます。横書き文書を、テンではなく、コマで表記するよう、裁判官・検察官・弁護士、法務省職員の方は、パソコンを設定しているのだと思いますが、普通の人はそんなことはしません。普通の人にはそんなことはしません。テンで表記された文書を受け取らない職員の方もいるようですが、全くの無駄で、合理性に欠けています。制定から50年以上経過した「公用文作成の要領」において、コマ「」を使うよう定めているのは、戦後の混乱期における間違った日本語改革の一つです。これを機に、「公用文作成の要領」を正式に改め、横書きであっても、日本語文章はテンを使うようにきちんと定めて下さい。	個人	文部科学省 法務省 内閣官房	「公用文改善の趣旨徹底について」(昭和27年内閣閣内第16号依命通知)で「これを関係の向に周知徹底せしめることは、公用文改善の実をはかるため適當のことと思われる」として示された「公用文作成の要領」(昭和27年内閣閣内第16号依命通知別紙)は、公用文を、感じのよく意味のとおりやすいものとするともに、執務効率の増進をはかるため、その用語用字・文体・書き方などについて、示したものです。その「第3書き方について」の5注で「句読点は、横書きでは「、」および「。」を用いる。」と示されています。ただし、「公用文作成の要領」が通知されて既に70年近くを経ており、現状の公用文の作成においては、言葉に対する意識の変化や和文タイプライターを使用しないなどの社会状況の変化に合わせて省庁ごとに柔軟に運用されるようになり、読点についても、「、」の使用を許容している省庁もあります。なお、法務省においては、上記「公文書作成の要領」に基づき、「、」を使用しているところです。	「公用文改善の趣旨徹底について」(昭和27年内閣閣内第16号依命通知)、「公用文作成の要領」(昭和27年内閣閣内第16号依命通知別紙)	検討に着手	文化審議会国語分科会において、令和3年3月12日に「新しい「公用文作成の要領」に向けて(報告)」(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/kokugo/hokoku/pdf/92968501_01.pdf)が取りまとめられたところであり、その中では読点には「、」でなく、「。」を用いることを原則とすることについても内容に盛り込まれております。当報告を踏まえ各府省庁における取扱いについて関係府省庁と検討を行う予定です。	
590	令和3年3月4日	令和3年4月16日	「公用文作成の要領」の廃止、現代に即したものの制定	法務省・裁判所では、「公用文作成の要領」に従い、横書き文書にテン「」ではなく、コマ「」を用いています。しかし、民間は勿論、他の省庁でも、日本語の文章にコマを使うことはなく、法務省・裁判所関係だけが、コマを使うことを強制しているのは異常です。法務省・裁判所関係の異常な慣習の根拠となっている「公用文作成の要領」を廃止し、現代に即した適切なものを制定して下さい。(内閣官房、文化庁)	日本において、横書き文書を書くにあたり、法務省・裁判所関係（検察庁、弁護士会、裁判関係用語）だけ、テン「」ではなく、コマ「」を使っています。裁判員制度の導入など、市民に開かれた裁判制度を目指しているにも関わらず、用語の使い方を見ても、市民社会の常識に沿っていない状況に憤りを感じます。横書き文書を、テンではなく、コマで表記するよう、裁判官・検察官・弁護士、法務省職員の方は、パソコンを設定しているのだと思いますが、普通の人はそんなことはしません。この根拠となっているのが、制定から50年以上経過した「公用文作成の要領」です。コマ「」の使用以外にも、今となってはおかしな部分が多数あります(「充当」や「即応」は使っても良いのでは。「経本」「連調」ははるか昔になくなっていく。地名・人名をかな書きにして良いとはどういう意味、数字表記のルールなど)。このような不適切なルールが、未だに通用しているのは信じられません。これを機に、「公用文作成の要領」を正式に改め、横書きであっても、日本語文章はテンを使うように現代に即した適切な日本語表記のルールをきちんと定めて下さい。(内閣官房、文化庁)	個人	文部科学省 法務省 内閣官房	番号589の回答を参照してください。				
591	令和3年3月4日	令和3年3月26日	局、課の数の規制の撤廃、必要な局や課は措置すべき	国の行政組織の管理において、局(官房を含む)と課の数の規制を置いて効率化を図っていることになっていますが、実際には、局長級、中二階、課長級、室長級の総括整理職、分掌官の乱立を招き、意味がないうらやま、分かりにくく、有害です。必要なのは、局や課の数を減らすことではなく、階層を減らすことであり、むしろ必要な局や課は措置すべきです。局、課の数の規制は撤廃して下さい。	国の行政組織の管理にあたり、大臣官房・局の数の規制と、課の数の規制が行われていますが、局長級、中二階、課長級、室長級の総括整理職、分掌官の乱立を招くだけの結果となっています。むしろ、次の例のような混乱を招き、分かりにくくなっているだけです。 ・内閣府政策統括官(〇〇担当)付参事官(△△担当)が乱立しているが、局と課と何ら変わらず、分かりにくいだけ。 ・〇〇局△△審議官の部下の職員を、△△審議官グループ、△△審議官組織のような形にして、実質的には局と同じ扱いにしている。 ・大臣官房参事官(〇〇局△△担当)の形で、単に〇〇局△△を担当している課と同じ。大臣官房に属している意味はない。 ・△△課企画官兼□□室長の形で、実質的には△△課本課と□□室は独立して仕事をしている。(□□室は訓令室) 局や課の数を規制しても改革には繋がりません。局や課の数を増やすと、階層が増えることは繋がり、それは決裁ルートを長くして、責任の不明確化や意思決定の遅れに繋がります。むしろ階層を減らす観点からは、必要な局や課は措置すべきです。 人件費抑制の観点からは理由になりません。なぜならば、総括審議官、審議官、参事官、企画官など、局や課じゃなくとも、同じ人件費が措置されているからです。 局や課の数を規制する仕事をしていること自体が無駄です。もっと行政の活性化に繋がる他の仕事に人材を充てて下さい。	個人	内閣官房	「局」の数については、中央省庁等改革基本法第47条第1号において「府省の内部部局として置かれる官房及び局の総数をできる限り九十に近い数とすること」とされ、これを受けて、国家行政組織法第23条において、「官房及び局の数は、内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十七条第一項の規定に基づき置かれる官房及び局の数と合わせて、九十七以内とする。」と規定されています。 「課」の数については、中央省庁等改革基本法第47条第3号において「府省の編成以後の五年間において、課等の総数について、十分の一程度の削減を行うことを目標とし、できる限り九百に近い数とするよう努めること。」と規定されています。 「局長級分掌職」については、国家行政組織法第20条第1項において「特に必要がある場合においては、官房及び局の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で局長に準ずるものを置くことができる」と規定されています。 「総括整理職」「課長級分掌職」については、国家行政組織法第21条第4項において「官房、局若しくは部(実施庁に置かれる官房及び部を除く。)又は委員会の事務局には、その所掌事務の一部を総括整理する職又は課(課に準ずる室を含む。)の所掌に属しない事務の能率的な遂行のためこれを所掌する職で課長に準ずるものを置くことができる」と規定されています。	国家行政組織法第20条第1項、第21条第4項、第23条 中央省庁等改革基本法第47条第1号・第3号	その他	① 現状において、業務遂行に係る体制は、必ずしもシンプルな「局一課」という形態ではなく、両者の間に総括整理職(審議官級・課長級)が入り、あるいは、「局」「課」の事務の一部を分掌職が担い、あるいは「局」「課」を置かず一定の塊の事務を複数の分掌職がその時々状況に応じ分担し合うなど、様々な組織が上下・左右相互に関係し合う形で業務を遂行する体制になっているものが多いですが、それは、省庁再編以降、内外の環境が刻々変化し、時に相互に矛盾する多様な政策課題に直面する中で、引き続き個別分野だけを考えていたのでは解決できず、高い視点と広い視野による総合的・戦略的な判断、大胆な価値選択・政策立案を行いながら、課題に対処しなければならぬ必要性が高まっていることによるもの大きいと考えています。 ② 「局」「課」については、中央省庁等改革基本法において「官房及び局の総数をできる限り九十に近い数とする」(これを受けて国家行政組織法で「九十七以内」と規定)とされ、また、同基本法において「課等の総数について…できる限り九百に近い数とするよう努める」とされていることから、こうした法定数との関係で「局」「課」を増やしづらい面があることは否定されるものではありませんが、この法定された趣旨も、政府全体の政策の企画立案の総合性・機動性・弾力性を確保する点にあることを考えると、むしろ、分掌職・総括整理職の新設は、①のとおり、「局一課」という単一の関係で全てを解決できる政策課題が僅少となり、局長級の判断・調整について、単一の「課」を超えて局内・府省内全体を幅広い視点で見渡しながらサポートする機能、あるいは、個々の政策テーマ・業務の状況に応じて府省内で所掌関係を変更できるようにする柔軟性が求められていることが主因と考えています。 ③ 当局としては、多様な政策課題に対し我が国の行政組織が的確に対応できるよう、各府省からの要求に対し、所掌することが想定される業務の内容等に応じ、分掌職又は総括整理職が適切なのか、あるいは「局」「課」かを、法定数との関係も見ながら審査しており、そうした中で、真に必要性が認められる場合には、「局」の法定数を改正して「局」を新設する対応をとっており(例:消費・安全局(農林水産省)、地方協力局(防衛省))。また、「課」についても、同様に、必要に応じて新設する対応をとっています(例:カシノ管理委員会の新設時に、必要な「課」を新規で措置)。	
592	令和3年3月4日	令和3年3月26日	財務省と金融庁の統合	我が国の経済成長を加速させる好循環を作るため、財務省と金融庁を統合して下さい。経済成長の加速には、国の予算(財務省主計局)、財政投融資(財務省理財局)、銀行・証券・投資会社等民間金融機関による資金の供給(金融庁)、外国からの投資(財務省国際局)が組み合わさることが不可欠です。財源を確保するための税制、国債、関税(主税局、理財局、関税局、国税庁)との連携も、必要です。	かつて大蔵省が日本のマネーの循環を良い形で生み出し、高度経済成長を実現しました。残念ながら、現在は、財務省と金融庁とが分離しており、この体制では、予算や財政投融資による資金供給と、民間金融機関による資金供給をうまく組み合わせ、経済成長を加速させる好循環を生み出せていないと思います。成長著しい外国から資金を日本の成長にどう取り組んでいくのか、という観点から、国際金融行政と国内金融行政との連携も必要です。色々と考えられる、民間金融と税制、国債、関税との連携も不十分です。財務省と金融庁とが縦割りを超えて連携を図ることは当然のことで、本提案の趣旨は、一体となってマネーの循環を良い形で運営することが必要ではないか、という点です。財務省と金融庁との統合は、経済成長の加速に繋がるより良い政策作りのために必要ですが、管理部門の効率化にも繋がります。管理部門で効率化された人員は削減するのではなく、財務総合政策研究所と金融研究センターとを統合した高度のシンクタンク機能を有する組織に充てることが望ましいと思います。	個人	財務省 金融庁	財務省の任務は、健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保を図ることです。 金融庁の任務は、金融の機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることです。	財務省設置法第3条第1項 金融庁設置法第3条第1項	現行制度 下で対応可能	現行の体制において、国内の経済対策や国際金融情勢への対応など、財政・金融・経済に対する一体的な政策対応が求められる場合は、財務省と金融庁が緊密に協議・調整を行いつつ対応を行っており、今後もこうした取組みを続けてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
593	令和3年3月4日	令和3年3月26日	教員の部活動について	高校等の部活動について、教諭ではない第三者が行うことを提案したい	高校教諭の義見を持つ者です。土日部活動で駆り出され、家族旅行なども姉とその子供のみで行くことが多く、甥っ子らは寂しそうにしていることが多いです。教諭にも家族との時間は必要であるし、また、教諭としての仕事もあると思います。そこで、それらが改善できるよう私が提言したいのは、部活動を教諭ではない第三者が指導することです。これにより、以下の二点の面でメリットがあると思われます。(1)教諭のQOLの改善、余裕ができ、より生徒への指導に時間を割けるようになることから、より教育の質もあがるのではないのでしょうか。(2)余裕をもって生徒と関わられるようになることで、いじめ問題なども気づくようになったりできるようになるのではないのでしょうか。こういったところから教育の質を上げることは、将来的な国家としての質を上げることにつながり、経済的、社会的な改善もできるのではないかと思います、提案しました。	個人	文部科学省	番号114の回答を参照してください。					
594	令和3年3月4日	令和3年4月16日	格安携帯とマイナンバー	マイナンバーを健康保険証と結びつけようとしたが携帯に合わなく出来ない。zenfone Max m2 Asus_X01AD (ZB633KL) 格安携帯はマイナンバー登録のために新機種を購入したものが出来ない。マイナンバーを推進するのであれば、早く機種を増やすべきである。	デジタル推進をするには、高齢者社会に対応し易くすべき。若者は使うのがあたりまえ、若者よりも、高齢者社会に役立つ。高齢者を対象に広く推進したい。高齢者に簡単に使えるような社会が必要である。厚生労働省が推進している、健康保険証が完全に実施など、高齢者社会に役立つ社会として欲しい。まずマイナンバー登録、国の受けを即時に広げることなど当たり前である。	個人	内閣官房	マイナポータルAPIは、マイナンバーカードを用いてマイナポータルをご利用いただくためのアプリケーションですが、マイナポータルAPIに対応しているスマートフォンについては、マイナポータルの「よくあるご質問」(https://faq.myna.go.jp/)から確認することができます。順次対応機種の拡大に努めております。なお、OSやブラウザで新しいバージョンがリリースされた場合、マイナポータルAPIが対応するまで一定期間要する場合があります。	なし	現行制度下で対応可能	マイナポータルをご利用いただくための環境につきましては、スマートフォンの新機種やOS・ブラウザの新しいバージョンがリリースされ次第、できるだけ早く対応できるように努めているところです。引き続き、ご利用される皆様にご不便を感じないよう、できる限り早く対応してまいります。		
595	令和3年3月4日	令和3年9月10日	東京大学での科研費の書類提出のオンライン化の要望	所属の東京大学教育学研究科を例にとって説明します。コロナによって、科研費で物品やアルバイトを雇用した際に必要な書類がオンラインでも提出可能になりました。しかし、実態はオンラインで提出した後に、それを印刷して紙媒体で事務所に提出する必要があり、オンラインでの提出は仕事が増えるため、メリットが薄いです。そのため、オンラインでのファイル提出のみで事務処理が簡潔するように改善してほしいです。また、立替払いの書類には印鑑が必要であり、オンライン化の阻害要因となっています。上記の改善と共に、印鑑についても省略的に改善をお願いしたいです。	提案理由としては、コストの削減、研究生産性の増大の2点の効果があります。まず、コストの削減の観点から説明します。現在の東京大学の制度では科研費の使用の際には、紙媒体での提出が必須となっています。そのため、紙、トナー代といったコストが余分にかかっています。さらに、事務方は膨大な書類を管理する人的コストと共に、置き場の圧迫などが想定されます。合わせて、紙媒体の場合は紛失のリスクもあります。今回提案したオンラインで簡潔するようにした場合に上記のコストの削減が可能になります。次に研究生産性の増大のメリットについて記述します。多くの報道にあるように日本の大学では、事務処理の手間によって、研究時間の確保が困難になっています。紙に印刷して印鑑を押し、事務所に提出するのは、移動時間も研究時間を圧迫する要因になっています。科研費の書類提出がオンラインのみで簡潔するようにすることで、研究時間の確保・生産性の向上が見込まれます。それによって日本の研究の国際競争力の増大が可能になります。	個人	文部科学省	規制改革の番号518(文部科学省)の回答を参照してください。					
596	令和3年3月4日	令和3年4月16日	公立学校のバリアフリー化	健康上の理由で車椅子での生活を強いられる、知人のお子さんが来月から中学校に進学するにあたって、学校の選択に困っています。近隣の公立中学校を訪問し、相談した所、明確に拒否をする学校、入学は可能だが、原則親が車椅子の移動の面倒を全て見なければならぬ学校等、非常に選択肢に限られる、もしくは事実上入学が難しい状況とのことです。この内容は文部科学省と厚生労働省、更には地方自治体も関与することかと思われませんが、担当省庁が分散されていることにより、結果的に公立学校でのバリアフリー化が進まず、車椅子等の使用が不可欠な子供たちの学問を受ける機会を奪っているのでは無いでしょうか。	パラリンピックの重要性は十二分に理解はしているつもりですが、その前に、少なくとも公立学校(特に公立小中学校)に於いては、全ての学校のバリアフリー化とは言わなくても、希望者の状況に応じた柔軟な対応(ある一定以上の規模の地方自治体に於いては、公立小学校・中学校の一定割合のバリアフリー化の義務付け等、及び学区外の学校に通学する場合の車の登校の受け入れ他)を日本全国の自治体に導入することが先決かと思われます。「学問の自由」「教育の自由」の観点からも早急に取り組むべき施策と考えます。	個人	文部科学省 国土交通省	令和2年5月にバリアフリー法の一部が改正され、同年11月、同法施行令が改正され、特別特定建築物に公立小中学校等が新たに位置付けられました。特別特定建築物については、一定規模以上の建築等(新築、増築、改築または用途変更)をしようとするときは、バリアフリー基準への適合が義務付けられるほか、一定規模未満の建築等をしようとするときや、既存の建築物についてもバリアフリー基準への適合の努力義務が課せられます。なお、公立小中学校等については令和3年4月以降に建築等されるものが、バリアフリー基準への適合義務の対象となります。また、市町村教育委員会は、障害のある児童生徒の就学先決定に当たり、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の判断を行うこととなります。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令	その他	学校施設のバリアフリー化は非常に重要であると考えており、令和2年度、文部科学省において有識者会議を設置し、学校施設のバリアフリー化の推進方針について検討した際にも、バリアフリー法を所管する国土交通省の担当者がオブザーバーとして参加するなど、関係省庁と連携して取り組んでいるところです。文部科学省では、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的な整備を推進するため、公立小中学校等に係るバリアフリー化の整備目標を定めるとともに、学校施設のバリアフリー化や留意点等を取りまとめた「学校施設バリアフリー化推進指針」の改訂を行ったところです。また、令和3年度から、公立小中学校等のバリアフリー化工事に対する国庫補助の算定割合を1/3から1/2に引き上げる予定であり、地方公共団体の取組を積極的に支援することとしています。さらに、文部科学省では、市町村教育委員会が就学先の判断を行う際に参考となるよう、例えば、肢体不自由のある子供の教育における合理的配慮の観点などを示した資料を作成し、周知しているところです。		
597	令和3年3月4日	令和3年4月16日	NHK(日本放送協会)について	NHK本体だけでなく、子会社も含めた経理監査を国会に於いて行う。若しくはNHKそのものの総務省管轄からの完全に民間に移行する。	NHK本体の決算は収支が完全に一致しており、そのような事は絶対にありえない決算内容であり、国会審査が形骸化している様に思える。子会社は莫大な利益を上げており、これを本体に組み込めば国民から受信料を徴収する事無(NHKの運営は可能であり、受信料が無くれば消費に繋がるものと思われる。民間放送も充実しており、最早NHKの公共放送としての役割は終えたもの考えられる。	個人	総務省	NHKの財務諸表については、NHKにおいて作成した上で、放送法第74条第3項の規定に基づき、会計検査院による検査を経て、国会に提出されることとされています。NHKは、放送法の規定に基づき、公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送を行うことなどを目的とした特殊法人として設立されています。	放送法第74条3項及び第79条 放送法第15条及び第16条	その他 対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。 公共の福祉のため、あまねく日本全国において受信できるように豊かで良い放送番組による国内放送などを行うという公共放送の基本的役割は、引き続き重要であると考えます。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
598	令和3年3月4日	令和3年3月26日	農水省における「一太郎」を完全廃止してほしい	農水省から各都道府県、市町村宛に送付される通知や要綱、様式等に「一太郎」ファイルが未だ存在している。「一太郎」の拡張子には対応していない市町村が多いため、マイクロソフトの「ワード」に完全統一願いたい。	提案内容にもあり、一太郎ファイルを開くことができない市町村が多く、都道府県の事務担当レベルで、いちいち一太郎ファイルからコピーアンドペーストでWordファイルに張り付けなおし、送付するというような余計な手間がかかっている。また、上記のような対応をすると、フォーマットが崩れることも多く、市町村は崩れたフォーマットを逐一直しながら業務に使用している。特に、県市民が実際利用する申請書類の様式が一太郎ファイルであると大変困っている。農水省がWordに統一してくれば、上記問題は解決され、都道府県、市町村職員の事務負担も軽減し、かつ国民にも適切な行政手続きの案内も実現できる為、是非これを機に完全統一願いたい。	個人	農林水産省	農林水産省では、「ワード」の使用が主流となっている民間企業等との文書のやり取りの円滑な実施等の観点から、平成30年より、「ワード」の使用を原則化しております。	なし	現行制度下で対応可能	農林水産省では、「ワード」の使用が主流となっている民間企業等との文書のやり取りの円滑な実施等の観点から、平成30年より、「ワード」の使用を原則化するとともに、既に「一太郎」で作成済みの文書ファイルもその更新時に「ワード」形式で保存する取組を実施しております。改めて省内周知し、「ワード」使用の徹底に努めてまいります。	
599	令和3年3月4日	令和3年7月20日	在庁時間にかかる超過勤務代について	どこにお送りしてよわからず、こちらにお送りさせていただきました。ここ数年、内閣官房の期間業務職員で、勤務時間よりたいふ早く出勤し早く出勤することがいけないとは言っていない仕事をするわけではなく、朝食を取ったり、化粧したりと自分の時間を過ごしているにもかかわらず、毎日出勤した時間を在庁時間で報告し、その分も超過勤務代(残業代)を受け取っている人がいます。多くの人は朝早くきても、勤務時間は決められた開始時間で報告しているはずですが、言い方が適切でないかもしれませんが、水増しですよね。明らかに詐欺だと思えます。わからないと思ひ、やりたい放題です。	一度きちんと調査をしてください。しかるべき対応(返納させるなどの)を切に望みます。真面目にしている方が馬鹿をみます。職員からの依頼で、勤務時間より早く出勤して業務を手伝ってほしいと言われない限りは、例え早く出勤しても、その時間を在庁時間と報告できないシステムに変えるべきです。よろしくお願ひします。	個人	内閣官房	内閣官房における期間業務職員の勤務時間の管理等については、各部署における任命権者の下で、規定に従って適切に取り扱うよう指導しています。	なし	対応	個人が特定できないため、個別の対応は困難ですが、引き続き、任命権者において適切に取り扱うよう、各部署に対して指導を徹底したところです。	
600	令和3年3月4日	令和3年4月16日	「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」の制度を改正し、「高等研究教育法人」として制度統合する提案	国立大学法人法の定める法人制度(「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」)について提案致します。国立大学法人法の制定時は、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」に法人制度において差異がありました。しかし、国立大学法人法の改正により、法人制度に差異がほとんど無くなりました。にもかかわらず、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」で、対応する部署(分科会・委員会など)を、文部科学省は別々に設けており、無駄で非効率であると言わざるを得ません。「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」の制度を統合し、「高等研究教育法人」とすることを提案致します。	国立大学法人法は、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」を定めています。国立大学法人法の制定時は、「国立大学法人」は「1法人1大学」であり、「大学共同利用機関法人」は「1法人複数機関」でした。しかし、国立大学法人法の改正により、「国立大学法人」が「1法人複数大学」となったため、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」に差異がほとんど無くなりました。にもかかわらず、「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」で、対応する部署(分科会・委員会など)を、文部科学省は別々に設けており、無駄で非効率であると言わざるを得ません。「国立大学法人」と「大学共同利用機関法人」の制度を統合し、「高等研究教育法人」とすることを提案致します。	個人	文部科学省	「国立大学法人」は国立大学の設置・運営等を目的する法人である一方、「大学共同利用機関法人」は、国公私立全ての大学の共同利用の研究所として学術研究の発展等に資するために設置される大学共同利用機関の設置、運営を目的とする法人であり、両者の目的は異なっています。このため、両法人に差異が無いため、制度を統合すべきという指摘は当たらないものと考えます。	国立大学法人法	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
601	令和3年3月4日	令和3年3月26日	石油等危険物を扱う消防行政(総務省消防庁)を、経済産業省へ移管することの提案	現在、石油や可燃物等の危険物は、総務省消防庁の管轄であり、地方自治体では消防署の管轄となっております。高圧ガス、プロパンガス、火薬等は、経済産業省の管轄であり、地方自治体では都道府県の管轄となっております。ひとつの事業者で、高圧ガスと可燃物を扱う事業者の場合など、規制官庁が別れることになるため、事務作業が煩雑であるだけでなく、両方の指導を並立させるために、ちぐはぐな安全対策となることがあります。総務省消防庁を、経済産業省の外局へと移す行政組織再編を行い、合わせて、地方自治体の消防署が、危険物だけでなく、高圧ガス、火薬等も同時に規制監督できる制度とすることを提案致します。	現在、石油や可燃物等の危険物は、総務省消防庁の管轄であり、地方自治体では消防署の管轄となっております。高圧ガス、プロパンガス、火薬等は、経済産業省の管轄であり、地方自治体では都道府県の管轄となっております。ひとつの事業者で、高圧ガスと可燃物を扱う事業者の場合など、規制官庁が別れることになるため、事務作業が煩雑であるだけでなく、両方の指導を並立させるために、ちぐはぐな安全対策となることがあります。総務省消防庁を、経済産業省の外局へと移す行政組織再編を行い、合わせて、地方自治体の消防署が、危険物だけでなく、高圧ガス、火薬等も同時に規制監督できる制度とすることを提案致します。小規模な市町村で、高圧ガスや火薬まで扱えないという場合もあるかと思いますが、小規模な市町村の消防は、都道府県に移管すべきだと思います。	個人	総務省 経済産業省	番号131の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
602	令和3年3月4日	令和3年3月26日	公立学校PTAは義務ではないことの周知	公立学校PTAは義務ではなく任意団体であることを全国に広く周知させ、保護者が入会するかしないか選択権を与えるようにする。 または、PTAを廃止する。	公立学校におけるPTAの強制入会は、現場の母親達を疲弊させている。 PTAが任意の団体であることは知られつつあるが、田舎の地方ではまだまだ周知されていない。 全国PTA連合が天下り先として必要だからでしょうか。 PTAがあるから子供を産みたくないと言う女性も多々いて、少子化の一因であることを知ってください。 廃止が無理であれば、最低限以下の2点。 (1)学校からPTAに個人情報渡す際に保護者の同意を得ること。 (2)教育費とPTA会費を銀行口座から引き落とすのも同意を得ること。 詳細は法学者の木村草太さん、PTA問題に詳しい大塚玲子さんの調査や報告をご一読頂ければと思います。	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
603	令和3年3月4日	令和3年3月26日	合同庁舎の管理	外部から見た話。 熊本地方合同庁舎の地下駐車場のフロアに古紙置き場があり、業者へ搬出している。しかし、庁舎の規制で業者の車が入れないため、小さな台車で往復しているため、作業が長時間になり、排出料金も高くなっている。それで、規制を改善して、業者の車が入れるようにすれば、排出料金も削減できるのではないかと。	古紙の搬出料が削減でき、さらに作業員の負担軽減になる。	個人	財務省	熊本地方合同庁舎においては、地下駐車場への搬出入車両の進入規制は行っておりません。 古紙を地下保管場所から搬出する際には、受注者の搬出車両(2t)を保管場所に横付けして古紙の積込みを行っており、円滑に搬出作業が実施されています。 なお、搬出入車両が大型車(概ね4t超)の場合、地下駐車場の天井高(2.7m)等の物理的要因により、地下駐車場への進入が困難なケースも生じます。	九州財務局所管合同庁舎管理規則	事実誤認	制度の現状のとおり、当合同庁舎では、地下駐車場への搬出入車両の進入規制は行っておりませんが、大型車両については物理的な制限が生じることから、事前の調整が必要となります。 古紙の搬出に限らず、地下駐車場を利用した搬出入作業を発注する各入居官署に対して、制度の現状等を再度周知するとともに、効率的な搬出入作業の実施を要請します。	
604	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国勢調査の廃止と代替について	国勢調査を廃止し、それに代わる情報収集は住民票などの自治体やその他公的機関に届け出る情報をもとに統計を取る事を提案したい。ただし、情報提供の同意や個人の特定を避け、利用目的を厳格化し、あくまでも統計上の処理として扱う事が必要である。	・国勢調査実施によるコスト削減。 ・質問内容が自治体に届けている内容と多くが重複し無駄が生じている。 ・回答率が低いとの報道を目にしたが、自治体等への届け出を利用すれば、より高い回答及び情報収集が可能であり、質の高い統計情報を得ることができる。社会への還元となる。 ・国勢調査回答が義務であるなら、必要事項の収集も個人情報の利用として問題ないと考えられる。ただし、現行の個人名や所属企業の収集は用途や聴取理由が不明かつ不要である。	個人	総務省	番号18の回答を参照してください。				
606	令和3年3月4日	令和3年4月16日	個人住民税と所得税の課税・徴収事務を同時に	個人住民税の課税事務と所得税の課税事務がほぼ同じ内容にもかかわらず、国税庁、地方自治体の双方で課税計算を行っており、無駄が多い。法人市民税の課税標準が法人税額のように、個人市民税の課税標準を所得税額とすべきである。また、税の徴収においては、所得税は現年徴収、個人住民税は翌年徴収で、一般市民には分かりにくい。年度のズレを解消し、所得税と同時に個人住民税も源泉徴収を行う方が効率的である。	個人住民税の課税計算は、確定申告書などの所得税の課税情報等の提供を受けて、個人住民税の課税計算を一から行っている。法人市民税においては、法人税額が課税標準とし、単純に税率をかけるだけで、法人市民税が算出できる仕組みとなっている。法人市民税のように、個人市民税も所得税額を課税標準として、算出するようなくみとらないものか。課税計算が複雑で、時代とともに特例措置や税額控除も増加しており、これらの制度が残ったまま、減ることはない。個人住民税を独自に計算したところで、所得税における納税者の応能性、応益性の割合は、さほど変わりはない。 徴収方法においては、所得税と同じように、源泉徴収で現年中に徴収することにより、確実に税収が確保され、滞納者を減らすことができる。翌年度課税では、前年に比べて収入が減った人が滞納者になりやすく、翌年度課税といえども、「6月から翌年5月まで」の徴収期間であり、理解されにくい。一方で、年金特別徴収は、「4月から仮徴収」であり、これも分かりにくい制度となっている。源泉徴収で、所得税と住民税を集め、確定申告により、所得税と住民税を一緒に、還付したり、徴収する方法が効率的である。	個人	総務省	個人住民税は、前年の所得を基準として翌年度に課税する仕組みとなっています。この仕組みは、課税団体毎に税率が異なり得る中で、その課税団体を明確化しつつ、所得税における確定申告等を活用し、個人住民税の課税を効率的に行うことで、納税義務者や企業、地方団体の税務事務に過大な負担が生じないように配慮して講じられているものです。	地方税法第32条、第313条	検討に着手	ご提案の個人住民税の現年課税化については、学識経験者や企業、地方団体等を構成員とする検討会を設置し、議論を行ってきたところですが、その中で、企業において、業務が多忙になる年末に、所得税の年末調整事務に加えて、所得税と計算の異なる個人住民税の年末調整事務が生じるなどの課題が指摘されています。 また、地方団体において還付事務が多発すること、現年課税への切替時に、移行前年分と当年分の2年分の課税が発生するといった点のほか、現在、個人住民税を賦課する過程で得られている所得の情報が、社会保障等の様々な制度で活用されている中で、こうした所得把握の事務に影響を与える懸念があるなどの課題が指摘されています。 こうしたことを背景に、現年課税化については、企業や地方団体から慎重な対応を求める声が上がっているところであり、引き続き丁寧な議論が必要と考えています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
607	令和3年3月4日	令和3年3月26日	かんぽ生命だけ給付金請求には他社の「入院・手術証明書」のコピーが使えない不合理と契約者の損失の不条理	私は経験から他社コピーでも請求可能と知っていたので良いけど、郵便局窓口で冷たくあしらわれ診断書を2枚書いて損してる被保険者が一体どれくらいいるのでしょうか？無意識の被害者が増えるのをこれ以上放置してはならないと考えます。かんぽ生命の書式ではできない、初診・通院・入院・手術・リハビリ通院を一括で請求可能な他保険会社の普通のフォーマットを利用でき、かんぽ生命には生命コールセンターで良いしとすべきです。	理由が判り易い様に私事の説明を少しさせて頂きます。2020年9月23日、妻が2週間の入院・手術をしたため、給付金の申請に申請書類関係を取りに行きました。過去に経験があったので念のため「他保険会社の入院・手術証明書のコピー」で受け付け可能を確認したところ、にべもなくかんぽ生命の書式しか受け付けられないとの事。つまり、他保険会社のほとんどは他社の「入院・手術証明書」のコピーでも申請受付可能なのに、相変わらずかんぽ生命だけは頑として自社書式原本じゃないとダメ、これが未だ常識の様です。対応はかんぽ生命コールセンターに問い合わせたいの一点張りです。頭はかんぽで尻尾が郵便局でその間には厚い壁があるという「縦割の極致」と言える対応です。郵便局は委託されて契約確保優先だけに走り、給付金他のサービスの不具合はかんぽ生命コールセンターでしか対応できないと逃げののなら、昨年の大きな不祥事発生もある意味当然かと呆れています。さて、2015年の過去の経験です、手間は取りましたが結局「他保険会社のコピー」で申請受付されました。最終的にかんぽ生命お客様相談室室長の丁寧な書式での反省とお詫びそして改善意志を感じました。(願末は保存してます)私も、今回の手続きでかんぽ生命お客様センターとやり取りしなければならず、お互い時間と手間の浪費・郵送料など無駄な経費の発生はそのまま社会資本と税金の無駄遣いと考えます。かんぽ生命・郵便局職員皆さんが本来業務とサービス向上に集中し、顧客である私達も安心して任せられる体質改善を今度こそお願い致します。	個人	金融庁	保険業法等において、保険金支払請求書面に関する規定はありません。各保険会社においては、適切な保険金等支払管理態勢の整備を行い、各社の責任において、その手続き方法を規定し、お客様への対応を行っているものと承知しています。	なし	その他	保険金請求手続きに関しては、各社の規定に基づき実施されているため、かんぽ生命に確認したところ、ご提案頂いた保険金支払請求書面の件については、既に改定を行い、他社書式のコピーでも要件を満たせば使用可能である旨確認致しました。	
608	令和3年3月4日	令和3年8月18日	科学技術政策の諮問・審議機関を1つにまとめる	今何かと話題になっている「日本学術会議」は、大雑把に言って我が国の科学技術政策について意見を述べる場だと承知している。これと同じような組織として、文部科学省に科学技術・学術審議会、内閣府に総合科学技術・イノベーション会議がある。内容を見ても、似たり寄ったりである。1つにまとめてしまえばいいのではないかと。	限られた予算を有効に使うために、組織を1つに統合した方が余計なコストを減らせると思う。縦割り行政をやめて、科学技術立国としてやっていくには、内閣府に「科学技術政策会議」といった会議体を設けて、そこに3組織を統合すればよいのではないかと。研究者の意見も、科学技術・学術審議会には多数の分科会・部会、総合科学技術・イノベーション会議にも多数の専門調査会・懇談会がある。これを通じて、十分聞くことが可能だろう。バラバラにやっているよりも、まとめて取り掛かる方が何かと効率も良いし、集まる情報も豊富になる。全省庁にまたがる科学技術政策については内閣府が担うのだから、意思決定はそこに集中させ、文部科学省の科学技術・学術政策局もそこに統合すればよいと思う。デジタル庁と同様に、科学技術庁を復活させるのも手だろう。いずれも内閣府直轄にするのか、この際IT・イノベーション担当の省を設けてそこで扱うのか、そのあたりは議論があるとしても、バラバラの縦割り行政よりは良いと思う。	個人	内閣府 文部科学省	【文部科学省】 総合科学技術・イノベーション会議は、我が国全体の科学技術イノベーション政策を俯瞰し、各省より一段高い立場から、総合的・基本的な科学技術イノベーション政策の企画立案及び総合調整を行うものとして、内閣府設置法に基づき「重要政策に関する会議」の一つとして内閣府に設置されたものです。 科学技術・学術審議会は、科学技術・学術の現場により近い立場からきめ細かいニーズに対応した施策を進める文部科学省の重要政策に関し、文部科学大臣の諮問に応じて調査審議し、意見を述べる組織として設置されたものです。 日本学術会議は、我が国の人文・社会科学、生命科学、理学・工学の科学者の内外に対する代表機関であり、内閣総理大臣の所轄の下、「特別の機関」として設立されたもので、独立して職務を行うこととされており、主に政府に対する政策提言、国際的な活動、科学者間ネットワークの構築、科学の役割についての世論啓発に係る取組を実施しています。 総合科学技術・イノベーション会議、科学技術・学術審議会及び日本学術会議はそれぞれ役割が異なるため、統合するのは適切ではありません。 【内閣府】 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とし、内閣総理大臣の所轄とされています。 独立して次の職務を行っており、日本学術会議に関する経費は国庫が負担することとされています。 ①科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。 ②科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。	【文部科学省】 文部科学省設置法 科学技術・学術審議会令 【内閣府】 日本学術会議法	【機関の統一について】 対応不可 【日本学術会議について】 検討に着手	【文部科学省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣府】 令和3年4月22日に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」を公表し、日本学術会議のより良い役割発揮に向けて、日本学術会議において検討を始めています。 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」(日本学術会議HP) http://www.sej.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-25-s182-2.pdf	
609	令和3年3月4日	令和3年3月26日	税務署での税金の現金払いについて	税務署窓口で源泉税を支払うときに、現金のみしか受け付けてくれず、しかもお札何枚、硬貨何枚といちいち用紙に記入し、しかも支払ってお釣りが領収書が出てくるまで5分はかかる。商店のレジでこんなこととったら普通キレるでしょ。	時間の無駄。事務処理の無駄。現金払いでも、もっと普通に受け付けられないものか。税務署窓口でも、クレジットカードや電子マネーでも支払い可能にしておかないと、政府の進めようとしていることは真向反対のこととなる。	個人	財務省	税務署領収窓口では現金と証券による納付に対応しています。その領収に当たっては、署内収入整理票(金種内訳表)や紙幣計数機を使用して、納税者が持参した金額と職員が窓口で受領した金額を明確にした上で行うこととしています。	国税通則法第34条	現行制度下で対応可能	的確な領収業務を担保するためには、署内収入整理票(金種内訳表)の作成が必要であると考えております。なお、国税の納付に当たっては、ダイレクト納付やインターネットバンキング等による電子納税、クレジットカード納付など税務署に出向くことなく、ご自宅等にいながら納付手続きができる方法がありますので、これらの納付手続について引き続き周知・広報に努めてまいります。	
610	令和3年3月4日	令和3年3月26日	道路管理の一元化	災害時における、修復作業やトラブルに対応する窓口を一つにまとめる。	地震や大規模火災、先の東北震災などにおける、大規模な修繕工事、問い合わせ、予算執行などをまとめ、トップダウンに必要な予算を編成し早急に対応ができる。今までは、これは市道、県道、または国道の問い合わせさえも国民には返答が出来ない状態となっています。管轄が違うからとの一言です。それでは、目の前に陥没していても修理が出来ない状態です。まずは一元化で予算をつけ修理し、後に費用等は管理元に請求なり行うシステムを構築し、国民に迷惑を掛けずに修復を早期に行えるメリットとなります。	個人	国土交通省	番号412の回答を参照してください。				
611	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議は廃止を	存在意義がわからない。税金の無駄であり国政の障害とも思えるので、存在意義は無くなったとして廃止を求めます。学術的意見は都度諮問委員会などを招集し意見を求めれば良い。	国家予算の無駄の削減し、その分を戦略的技術開発に集中的に注入する。 日本学術会議法 第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策 三 科学研究者の養成に関する方策 四 科学を行政に反映させる方策 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策 六 その他日本学術会議の目的の遂行に适当な事項 存続させるなら、上記に明記されているとおり、(自然)科学系の学者に限り、少なくとも文化系学者は除外するべきである。現状の文化系学者が在籍していることは既に違法状態といえるのではないかと。	個人	内閣府	番号576の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
612	令和3年3月4日	令和3年4月16日	救急の場合のGPSの利用	救急アプリを作ってほしいです。 急に具合が悪くなって居場所を話す余裕が無い、脳裡塞で喋れなくなった時、外出して自分のいる場所の住所が判らない時は自分の所を説明するのが困難です。 そこでスマホのGPSと連動して簡単に居場所が特定できるあればすごく便利だと思います。	以前から救急車を呼ぶ場合にGPSが利用出来たら良いのにと感じていました。 技術的にも問題ないのでは。 病気の場合だけではなく山や海で遭難した時、そのアプリで通報すれば居場所の特定が出来、大人数で捜索する必要もなくなるかと思えます。 また山で登山ルートから外れている人には自動で警告したり、マップアプリと連動して帰るべき方向を指し示す機能もあれば自分で下山できる場合もあるかと思えます。 応用で110番アプリもあれば警察の方も早く現場に行けると思えます。	個人	総務省警察庁	緊急通報番号を使用した消防や警察への通報(以下「緊急通報」という。)において、GPS情報を消防や警察へ通知する機能は既に提供されています。 具体的には、電気通信事業法に基づく事業用電気通信設備規則により、携帯電話用設備は、消防や警察への緊急通報において、発信に係る位置情報もしくは発信を受けた基地局に係る位置情報を、当該発信に係る情報として消防や警察に送信する機能を持つことを義務づけられています。 この規律に基づき、携帯電話からの緊急通報においては、携帯電話のGPS情報等を活用し、位置情報もしくは発信を受けた基地局に係る位置情報を消防や警察が受信しています。	事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)第三十五条の二十	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		
613	令和3年3月4日	令和3年8月18日	日本学術会議等の民営化	日本学術会議に国費公費の投入を止め、同時に、科学研究助成金の交付などに、政策を反映させ、それに反する研究には経済的助成をおこなわない。	いわゆる「学問の自由」は、学術研究の経済的独立によるもので、時の政府から経済的支援を受ければ、必ず、軋轢が生じる。政権の交替によって、政策は変わるが、学術研究は不変であるからである。故に、「学問の自由」を維持するには公的支援を不要としなければならない。よって、自由な研究者は、国などに頼らず、自らの才覚で、すなわち、特許金を得る、寄付を募るなどにより、研究費を調達する必要がある。極端な例をいえば、いくら学問の自由だと言え、現政権下では、原爆の開発に公的助成の対象とはならないだろう。だから、学問の自由を確立するためには、時の政府より金を得ているのに、自由が享受できるという欺瞞的な(幻想的な)現状を改め、公費は時の政府の政策に従うものだけに使われることを明示し、研究者ならびに社会に、「学問の自由」の方策がいかにあるべきかを自覚させるべきである。もし、それによって、自由な学術研究に停滞が生じ、政策に反する研究が消滅し、御用研究のみが残るならば、所詮、それまでの民度の国であるか、その研究自体に価値がないかである。 欧米先進国の「学問の自由」は、independent scholar を尊敬する伝統の結果である。Independent とは、大学等の組織に属さず、経済的に独立していることを意味する。ダーウィンもマルクスもフロイドも independent scholars だった。 わが国もそのような社会を目指してもよいレベルになったと信じる。	個人	内閣府	番号576の回答を参照してください。					
614	令和3年3月4日	令和3年3月26日	脱はんこと公務員の勤怠管理	○ 公務員の勤怠管理のデジタル化 ・押印形式による出勤簿の廃止 ・IC身分証(マイナンバーカード)の入退庁時間による勤怠管理の実施	公務員の勤怠管理は、出勤簿及び超過勤務命令簿への押印により行われているところ。 しかし、民間事業者においては、いわゆるタイムカードを活用して機械的な勤怠管理を長らく行っており、官民の認識に大きく乖離している。 昨今の働き方改革により人事院規則にて超過勤務時間の抑制がなされたところ、現状の勤怠管理では、違法を回避すべくある種人為的な操作を可能としている。 ここで公務員の勤怠管理においても脱はんこと化し、代替として、公務員の勤怠管理は、原則としてパソコンの起動・終了時間やIC身分証の入退庁時間により行うことを提言したい(在宅勤務や出張時など、在庁せずに勤務するときは除く)。 IC身分証の導入状況は様々であることが、少なくとも中央省庁においては実現可能であると考えられる。 また、現行業務でパソコンを使わないことは極めて稀であるため、全省庁、全出先機関において可能であると考えられる。 労基法の下、民間事業者に対しては厳格な勤怠管理を求めのに対し、公務員が未だ押印形式により勤怠管理を行う事実は、令和の時代においては許されるものではない。	個人	人事院内閣官房	番号417の回答を参照してください。					
615	令和3年3月4日	令和3年3月26日	残業規制強化による経費削減	民間に求めている残業規制が適切に行われる風潮を助長すべく、国家公務員の残業時間は、一人当たり、係単位、部署単位、省庁単位での残業時間を見える化して、どの断面でも一定水準以下(具体的には20時間以下)にすることを提言します。 行政改革の効果もこれがひとつの指標になると考えます。	民間では働き方改革で、労働基準法改正に伴い、残業は減らす状況になっています。 実態としては、残業代は減らして、COVID-19禍で在宅勤務となり、仕事を自宅に持ち込み、私費でのリモート化の環境を整え、今までと違う非対面・ペーパーレスでも、効率よく残業時間は減らす努力をして、成果は今まで以上を求められます。 国民の道標となるべき、国家公務員は、民間でのこういう状況を率先してお手本を示すべく、残業規制を徹底して、固定費(経費)を一気に削減するようにお願いしたいと思います。 業務量が多く、緊急性もあり、残業しないと仕事は終わらないというのは、もう過去の話であって現在の常識ではありません。 そのもととなる、業務の必要性はおそらく半分は慣例、前例などによる不要なものでやらないでいいものです。 そのために国民の税金を無駄に使う必要はありません。 もし、残業規制が無理なら、残業時間を増やすのではなく、追加採用により人員を増やして、一人あたりの残業は減らすことを志向ください。	個人	人事院内閣官房	国家公務員の超過勤務については、平成31年4月から、人事院規則により、超過勤務命令を行うことができる上限を、原則、1箇月について45時間、1年について360時間などと設定しており、各府省においては、この人事院規則等の規定の下で、超過勤務の縮減に取り組んでいます。 なお、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和3年1月29日一部改正)において、各府省等は、勤務時間管理をシステム化し、職員の勤務時間の「見える化」に取り組むこととなっております。	人事院規則15-14第16条の2の2	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
616	令和3年3月4日	令和3年3月26日	Go to トラベル	JTBや日本旅行に配分した枠を直ちにインターネット旅行業者(じゃらんなど)へ配分し直すべし。 今時オンラインで予約が完結しない業者は、今後、このような援助から排除すべきである。 この事態を予見できなかった無能な観光庁の幹部は更迭されるべきである。(早くデジタル庁が発足し、時代に適応できない国会・政府の無能者は排除されることを願うばかりである。)	インターネット旅行業者は予算枠が不足しているのに、人気のないJTBを筆頭とした業者にたくさん枠が残っているのは、税金の無駄であり、これを予見しえなかったのは行政の無知(不勉強・怠慢)である。 直ちに謝罪して、修正すべきである。 予算を有効活用しえない無能な業者からすべての配分を取り上げて、枠が足りない業者に再充当して、さらなる観光需要惹起を促進すべきである。 国民をないがしろにするのも、大概にすべきである。	個人	国土交通省	GoToトラベル事業における予算枠は、当初は、各事業者からご提出いただいた販売計画を基に配分していたところですが、令和2年9月から10月にかけて、大手予約サイトを中心に予約が好調に伸び、一部の事業者において、当初配分した予算枠が不足する状況となったため、全ての事業者に対し、販売状況を丁寧に聞き取りながら、随時、必要な予算枠を追加して配分しているところです。	なし	対応不可	GoToトラベル事業については、コロナ禍により失われた旅行需要を取り戻すため、宿泊の割引による旅行需要の喚起だけでなく、地域共通クーポンの利用を通じて、観光地周辺における消費を喚起し、厳しい経営環境に直面する土産物店、飲食店等の事業者も含め、幅広く地域経済を支えることを最大の狙いとして開始したものです。 本事業の狙いを達成するためには、様々な販路を確保し、多様な形態の旅行商品で本事業を活用いただくことが求められることから、例えオンラインで予約が完結しない事業者であっても、本事業を利用して旅行商品を販売いただくことが重要であると考えております。	
617	令和3年3月4日	令和3年4月16日	証紙の廃止について	すべての行政手続き時に使用する証紙の廃止	行政が主管となる講習会や免許更新、道路使用許可申請、自動車保管場所申請など行政機関に申請する書類には証紙が必要となっている。 普段一般人に証紙は馴染みがない。 許可申請をする際にいちいち証紙を購入する手間がある。 申請者からすれば払う額が同じなのになぜいちいち証紙を購入する必要があるのかと思う。 エコを推奨する行政機関がお金を納付するのに現金で事足りるところを証紙を購入させるのはおかしい思われても仕方ない。 証紙の作成会社に支払う作成料も馬鹿にならない。 都道府県によっては職員の証紙横領事件も発生しておりそもそも証紙がなければ発生しないもしくは早期に発見できるものである。 また、職員が証紙の確認をする時間を他に優先されるべき業務に時間をあてられる。 証紙を貼付する用紙代についても無駄なものである。 証紙を保管する場所の確保等全都道府県で換算すればかなりの額になり税金の無駄としか言いようがない。 証紙がなければそれを監査する無駄な職員も必要なくなり他に人員をまわすことができ、それが国民のニーズにも迅速に対応できることにつながる。 証紙＝お金であれば必要性がないしそれを管理する職員がおり給料が発生するのであれば税金の無駄としか言いようがない。 印鑑と同様即刻廃止し、節税並びに国民のニーズに必要とされる場所に職員を配置するべきである。 国民は証紙を管理する職員は求めている、証紙制度は印鑑制度よりも弊害をもたらしており無駄としか言いようがない。 証紙にかかる税金を公務員の人員確保もしくは給与を増額させ有能な職員の確保に努めて欲しいと思う。	個人	総務省	地方自治法第231条の2第1項の規定により、普通地方公共団体は、使用料又は手数料の徴収については、条例の定めるところにより、証紙による収入の方法によることができるとされています。	地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第1項	その他	地方自治法第231条の2第1項に規定されているとおり、地方公共団体の収入証紙は条例で定めるところによるものであり、地方公共団体の住民の要請等に応じて各地方公共団体の判断によりその導入や廃止を決定していただくことができるものです。現金によらない収入証紙による収入は郵送による申請等を容易にすることができるものであり、収入証紙の必要性は地方公共団体の実情等により様々ですので、国の法令において一律に廃止することとすべきものではないと考えます。	
620	令和3年3月4日	令和3年3月26日	情報開示請求に対する開示の黒塗り最低限	国民が行政に対して行う情報開示請求において開示される資料に処置する黒塗りは最低限にすべきである。せつかく情報が開示されても、そのほとんどが黒塗りではやっていることに全く意味がなくなってしまう	私は過去に2回、行政に対して情報開示請求を行い、最終的に数10ページの資料が開示された。 しかし、その内容はほとんど黒塗り、いわゆるのり弁状態であった。 私は、時間、工数、そして費用をかけてやっとならぬ思いで請求にたどり着き、さらに相当の待ち時間を要して情報を入手したものである。 しかしながら、そのほとんどが黒塗りでは、それまでの行為を全て否定された感じすらある。 当然ながら、保護しなければならぬ情報は隠してもいいと思っている。しかし、出された資料は、その項目全てが真っ黒であるものが多すぎる。果たして、この1文字1文字全てが個人情報等、開示できない情報なのか？甚だ疑問である。 行政側にとって隠すのは最小限、依頼した国民にとっては最大限の情報を1回の作業で開示していただきたい。	個人	総務省	番号258(情報公開について)の回答を参照してください。				
621	令和3年3月4日	令和3年3月26日	公営住宅の縦割り解消	同じ市区町村に存在する公営住宅でも広域自治体が管理する都道府県営住宅と基礎自治体が管理する市区町村営住宅が存在するので基礎自治体に一元化する。	公営住宅法の改正により、1種、2種の区分が無くなり、都道府県と市区町村が同じ公営住宅を管理している。また、高度経済成長などの時期は住宅不測の解消に公営住宅整備を行ってきたものの、住宅不足は解消されており、低所得、高齢化等の入居者が多いことから福祉施策の役割が多くなっている。 さらに、住民からすると窓口が2つあり、わかりにくくなっている。 よって、福祉サービスを担っている基礎自治体が公営住宅を管理することにより、住民ニーズに合った施策を提供できる。	個人	国土交通省	公営住宅法において、地方公共団体は、常にその区域内の住宅事情に留意し、低額所得者の住宅不足を緩和するため必要があると認めるときは、公営住宅の供給を行わなければならないとされており、市町村及び都道府県が地域の实情に応じて公営住宅の整備及び管理を行っています。 公営住宅の整備後に、管理の効率化等を図る観点から、公営住宅法第46条(事業主体の変更)に基づき、公営住宅を他の地方公共団体に譲渡することができ、都道府県営住宅を市町村に譲渡している事例があります。 また、公営住宅法第47条(管理の特例(管理代行制度))に基づき、他の地方公共団体又は地方住宅供給公社に家賃の決定等を除いた管理事務を代行させることができ、都道府県営住宅と市町村営住宅を地方住宅供給公社があわせて管理している事例もあります。 このほか、地方自治法第252条の17の2(条例による事務処理の特例)に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができ、都道府県営住宅の管理事務を市町村が処理している事例もあります。	公営住宅法第46条、第47条 地方自治法第252条の17の2	現行制度下で対応可能	事業主体の変更や管理の特例(管理代行制度)、条例による事務処理の特例の制度を活用するかどうかは地域の住宅事情や財政事情、事務の負担等を踏まえて各地方公共団体において総合的に判断されているところです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
623	令和3年3月4日	令和3年3月26日	国民、利用者目線による国庫補助金申請等の運営業務の弊害解消について	<p>国土交通省ではユニバーサルデザインタクシー(UDタクシー)の導入支援助成を実施しています。</p> <p>補助金事務の執行上、交付決定後の事業者(車両登録)、販売店との契約、車両登録手続き、支払いを経て補助金が交付されます。これら一連の補助金事務手続きを改め、年度当初の車両登録、登録車両に対する補助金申請、交付決定、補助金支払いとすることで、利用者はいち早くUD車両の利用が可能になります。</p> <p>UD車両は誰にでも優しい車両であることから、中でも車椅子が必要な障害をお持ちの方からは、全国への早期普及促進、年度のうち、早い時期からの利用開始を期待しています。</p> <p>当該年度内に登録された車両を対象にした予算の範囲内で交付決定する事で、年度当初の車両登録、使用開始、利用者サービスの早期運用開始が可能になります。</p> <p>財務省の補助事業管理を利用者目線で改善することで、また、国土交通省の補助金事務手続きの運用変更について、省庁間の縦割りを解消する事で心のこもったバリアフリー対策が実現しますか？</p> <p>財務省の補助事業管理と国土交通省他他省庁の補助金事務の縦割り解消が多くの利用者のサービス改善に繋がる事になり、補助金の目的がより一層国民、利用者目線に沿った方向で改善できます。</p> <p>更には国土交通省における補助金事務の年度末集中、業務繁忙の解消にも効果があり、公務員の働き方改革の一助にもなります。</p>	個人	国土交通省	<p>国庫補助金は、予算成立後、限られた財源を基に、適正かつ平等に補助金を交付するため、事業者からの申請内容に基づき、交付決定を行い、当該決定を受けた事業者が補助事業を実施することを原則としています。</p> <p>また、事業者は、具体的にどの程度補助金が交付されるかを踏まえて、当該補助対象事業の実施を決定することが一般的であるため、交付申請の事前の手续として、要望調査を行い、事前に予算の配分の整理・内示を行っています。</p>	<p>憲法 第86条 予算編成、国会議決の要</p> <p>財政法 第29条 補正予算 第31条 予算配賦</p> <p>(UDタクシーを補助対象とした補助金交付要綱)</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱</p> <p>訪日外国人旅行者 受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱</p> <p>観光振興事業費補助金交付要綱</p>	現行制度下で対応可能	<p>当該事業においては、交付決定の後、各事業者が補助事業に着手することを原則としていますが、交付申請の事前手続としての要望調査の実施時期を予算成立前に実施するなど早期の事業着手が可能となるよう改善を行なっているところです。</p> <p>なお、令和2年度第三次補正予算においては、当該予算の閣議決定日である令和2年12月15日以降に事業着手されたものを補助対象とすることとしており、令和3年度内に登録された車両は全て補助対象となることから、提案の御趣旨を踏まえた対応が可能となっております。</p>		
624	令和3年3月4日	令和3年4月16日	小学校のランドセル	<p>行革に当たるかは分かりませんが、ランドセルの廃止を検討して頂きたい。あんな重い靴を持って毎日通学する子供達が可哀想。</p>	<p>・重過ぎる (子供の負担軽減を謳った軽量モデルが出るなど、ランドセルが重いという認識はある様ですが、そもそもランドセルを廃止すれば解決する。)</p> <p>・教育現場のデジタル化の妨げになっている。(ランドセルの存在意義としては、教科書の持ち運びの理由もあると思いますが、デジタル化すれば良い。)</p> <p>・高額過ぎる (子供に数万円のバッグを持たせる意味が分からない。ただの既得権益としか思えない。義務教育システムに入学するだけで、金銭的負担が大き過ぎる。A地点からB地点まで物を運ぶだけの靴では無く、教育にお金を掛けられる環境を作るべき。)</p> <p>・皆同じ物を持つことによる集団心理。子供たちの個々の個性を育む大切さが囁かれている昨今で、逆行的。</p>	個人	文部科学省	<p>文部科学省においては、通学の際に用いるカバンを統一的に定めておらず、通学時のカバンをランドセルとするか否かも含め、通学の際に用いるカバンは各学校において適切に判断すべき事柄であると考えております。</p> <p>なお、家庭の経済状況が厳しい児童生徒の保護者に対しては、入学時に必要となる費用について、市町村が就学援助を実施しております。その中で、生活保護に規定する「要保護者」については、経費の1/2を国が補助し、市町村が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める「準要保護者」については、市町村が単独で事業を実施しているところです。</p>	なし	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
625	令和3年3月4日	令和3年3月26日	PTAについて	<p>PTA会費やPTAという組織は本当に必要なのか？ 公立の小学校で、児童全員に必要な物は、PTA会費ではなく、学校が保護者から徴収すべき。また、こどもの学校ではPTAで全国漢字テストが実施されていますが、これはPTAでやらなくてもよいのでは？この漢字テストは、個人でも受験できるものです。このような形で、結果的に、PTAに加入すれば、漢字検定を受けれますよ、と言われているようなスタンスになると思います。PTAは任意の社会教育関係団体なので、加入と未加入の両方があります。全員加入を前提で、システムができてPTAは不要と思います。</p>	<p>PTA未加入世帯の児童は、卒業証書を入れる筒を貰えない等あるため。</p> <p>学校内で、貰える児童と貰えない児童がいたら、子どもたちがどう感じるか？教育的配慮に欠けるのでは？全国的にPTAはこのような運営なので、見直すべきです。住んでいる自治体に意見しても改善されないため、国からの指示を明確に示して欲しい。</p>	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
626	令和3年3月4日	令和3年3月26日	消防行政のスリム化	<p>全国に点在する726消防本部をトップダウンで警察同様に都道府県単位とする令和の大改革を実施して大規模災害に強い消防組織を誕生させてほしい。</p>	<p>全国に消防本部が大小小極小と様々な規模の消防本部が大多数存在することで、近年多発・広域化する激甚災害への備えが各種不足(連携不足、情報共有不足、指揮命令系統の確立不足、資器材の格差による不足、人員格差による不足、その他組織の大小による様々な弊害等)により後手に回っていると感じる。災害場所は消防本部の規模を選ばないので管轄エリアは広く指揮命令系統は少ない都道府県単位のスリムな消防組織作りが必要と感じる。消防本部数をスリム化することで、コストの削減、事務作業の効率アップに繋がる。</p>	個人	総務省	番号410の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
627	令和3年3月4日	令和3年4月16日	学校対応等苦情受付を文部科学省に設置する	学校対応110番を設置。	子供が担任から不審者と言われたり、怒鳴り散らされたりした挙げ句、心身症を患い不登校になってしまったため教育センターに相談したが、教師を守る言い方しかしない。当時の教頭はじめ、学校内の教師達からは厳しい視線を受け、うちが悪いことをしたかのような対応をされ続けた。教育委員会も特に問題にすることなく、スルーされた感じだった。子供が同じ教育委員会管轄の学校へ通っている以上、親は強くてれない。結局、転校することになった。学校や教育委員会で様子消されることが多い現状を知った。子供の不登校が増えている現状に教師が原因を作っていることは避けなければいけないと思う。当事者家族だけが追いつまれない思いをすることがあってはいけない。	個人	文部科学省	文部科学省のホームページにおいて、文部科学省に関する御意見・お問合せ窓口を設けています。	なし	現行制度下で対応可能	文部科学省ホームページに設けている「文部科学省に関する御意見・お問い合わせ窓口」において、生徒指導に関するものも含め施策の内容や当サイトで提供している情報等に対する御意見・御要望や御質問を受け付けています。		
628	令和3年3月4日	令和3年3月26日	労働基準監督署の廃止	実際に相談する労働者にとって、主体としての権利がなく、ただ、労基署へ通報するだけのものしかありません。労基署は、会社側と労働者の仲裁の機能もなく、権限もなく、ただ、基準法違反の監督しかないのが実情です。労働者は、結果、労働審判で解決するしか方法がありません。廃止して、各警察署に、4.5人の監督官を置いて、基準法を有効せしむるために、動かす方が効率的です。	労基署の機能不全は、多くの労働者や弁護士が感じているところです。今は、労働審判という制度が、とてもよくできていて、効率的に調停や審判が行えるので、労働者にとっても、会社側にとっても、実質的に効率的です。労基署や、その上の労働局や厚労省の労働部局の人員や、物的な組織を改廃すれば、かなりの行政費が削減できると思います。労基署は、司法警察権を有していますが、それが発揮されることはごくごく稀です。特に、民事的な紛争には全く機能しません。それは、裁判所へ任せて、法的な監督に傾注した方が良いと思います。	個人	厚生労働省警察庁	番号324(1について)の回答を参照してください。					
629	令和3年3月4日	令和3年3月26日	道路の修繕箇所申し出の一元化	国道、県道、市道、町道の穴やくぼみがあった場合、建設省国道工事事務所や県道路課や市道課、町の建設課等に連絡しているが、道路はこの道路が国管理か県管理かまで住民は知らない人が多い。都道府県に1か所道路修繕に関する連絡先電話を設置してもらいたい。	国道、県道、市道、町道がありそれぞれが管理している。穴やくぼみ、傷みなどが放置されている。道路パトロールもしているようだが、毎日利用している住民からの通報が大切だと思います。早期修繕で交通事故防止になります。	個人	国土交通省	道路の管理は、道路法第13条、第15条、第16条にて国道の管理については国土交通大臣又は都道府県、都道府県道についてはその路線の都道府県、市町村道についてはその路線の市町村がそれぞれ管理することとしております。	道路法第13条、第15条、第16条	現行制度下で対応可能	「道路緊急ダイヤル#9910」では道路の穴ぼこ、路肩の崩壊などの道路損傷、落下物や路面の汚れなど道路の異状を全国共通電話番号#9910で24時間受け付けています。道路利用者が幹線道路の異状等を発見した場合に、上記電話番号に連絡することで道路管理者は迅速に道路の異状への対応を図り、安全を確保してまいります。		
630	令和3年3月4日	令和3年6月16日	日付の表記について	各種書類の日付欄に記入又は表記されている日付の「年」表記を和暦ではなく西暦に変更・統一してほしい。	現在、手元に「平成34年」まで有効な運転免許証があります。この期限は「平成天皇陛下在位34年まで有効」となります。しかし、既にご退位されている状況で「在位34年」はあり得ないものとなりました。(昭和・平成改元当時も同じ)厳密論で言えば、「すでに有効ではない」又は「永遠に失効しない」となります。ゴールド免許の有効期間5年という期間は、陛下の在位年数とは関係ありません。また、その有効期限は国民(利用者)が各自で元号変換を行わなくてはならず、国民に負担を強いています。運転免許は更新の通知が来る為、リスクは低いですが、同様に利用期限のあるもの(市の施設の利用期限など)は、通知などが来ない為、失効してしまうものがあります。このことから、陛下の在位年数と関係なく継続されるもの(「有効期間」など)は、一律「絶対値」(西暦)で表記すべきだと考えます。ただ、西暦と和暦の混在は混乱のもととなる為、特段の事情がない限り、全ての日付の記入・表記を西暦で統一すべきだと考えます。	個人	警察庁	改元日前までに交付された運転免許証で、有効期間の末尾部分に「平成」を用いて改元以降の年を記載している場合であっても、引き続き有効なものとして使用することが可能です。また、運転免許証の記載事項については、道路交通法(昭和35年法律第105号)及び道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)において定められており、運転免許証の有効期間の末日の年の部分については、西暦の次に括弧内に元号を用いて記載することとしています。	道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条 道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第19条及び別記様式第14	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、有効期間の末尾部分に「平成」を用いて改元以降の年を記載している場合であっても、引き続き有効な運転免許証として使用することが可能であり、改元に伴って当該運転免許証が「すでに有効ではない」又は「永遠に失効しない」ことはなりません。また、運転免許証の有効期間の末尾に関する表示は西暦と元号の併記となっておりますが、これは、平成30年に行った意見募集の結果も踏まえ、多くの運転免許保有者に分かりやすい表示とするために定められたものであることから、御理解ください。		
631	令和3年3月4日	令和3年3月26日	自衛隊殉職者追悼式について	自衛隊殉職者追悼式に防衛省職員以外の人を式典実施要員又は支援要員として従事させるのはやめてほしい	政府主催行事として表記の行事は毎年防衛省本省にて実施されているが、式典支援要員として防衛省職員・自衛隊員ではない共済組合職員が駆り出されている。政府主催行事に公務員でない人間に支援依頼をするのはおかしいのではないかと	個人	防衛省	自衛隊殉職隊員追悼式は、任務遂行中に不幸にして職に殉じた隊員を追悼するため、防衛大臣主催により、御遺族の方々、総理大臣、防衛大臣等が参列し、毎年、防衛省市ヶ谷地区において実施しています。自衛隊殉職隊員追悼式における防衛省共済組合の職員の支援にあたっては、殉職隊員を追悼するために執り行う追悼式の目的は、「国家公務員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する」との共済組合の目的と共有するものであることから、防衛省から共済組合に対して支援依頼を実施しています。	国家公務員共済組合法第1条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、自衛隊殉職隊員追悼式の共済組合職員への支援依頼は、共済組合の目的に反するものではありませんが、支援依頼を実施する場合は、支援業務を実施することになる共済組合職員に対し、職員本人の業務の影響等をあらためて確認するなどして、適切な業務の配分に努めてまいりたいと考えています。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
633	令和3年3月4日	令和3年3月26日	情報公開制度によるコストを踏まえた改革	各省庁に対する情報公開請求が膨大なものとなっており、文書の特定や開示不開示の明認範囲の決定に、若手職員の勤務時間が割かれている現状がある。国民の知る権利を引き続き保障しつつ、霞が関のブラック化を防ぐためには、情報公開に伴う人件費等の費用を適切に反映させる必要がある。具体的には、現状において請求者には一律300円と特定文書を受け取るための紙面コピー費用のみを求めている現状を改め、文書1枚につき一定のコスト(例えば1000円)を請求者に求める仕組みに改めるべきであると考える。このような仕組みとすれば、請求者からの際限のない請求に応じて膨大な文書特定作業を行うことへの一定の歯止めになると考えられる。	河野行革担当大臣が霞が関の残業時間の把握を各省に求めていること、背景は、霞が関の勤務環境がブラック化し、若手職員を中心に勤務を継続することに関する意欲が低下するとともに、職務に対する創意工夫を行う余地が低下していることへの懸念があると考えられる。この点、かかる懸念にアプローチするためには、単に残業時間を把握するのみならず、これの原因となっている実態を変えていくことが必要であるところ、長時間勤務の一つの大きな原因である情報公開請求への対応業務について、費用の適正な負担を請求者に求めることにより合理化し、職員の勤務環境を改善することが適当であると考えたところである。	個人	総務省	番号225(情報公開について)の回答を参照してください。				
634	令和3年3月4日	令和3年3月26日	帰化申請許可厳格化希望	帰化人数データ(法務省・帰化許可申請者数、帰化許可者数及び帰化不許可者数の推移)みえています。	中国、韓国が8割占めています。インバウンドで日本に彼らが来て迷惑どころでないルール守らないなど相当問題。国民も怒っています。東京、大阪などの公営団地はチャイナタウンコリアタウン化。なぜ多様な税金を使って帰化、移民など受け入れないといけないのか？彼らはきちんと税金払ってますか？日本人と結婚して(偽装)即離婚してご存じ？武漢肺炎の結果断された日本国民をまず和を持って幸福度、平和度、安心度をあげてください。日本独自の文化が壊されます。	個人	法務省	帰化の一般的な条件は、国籍法第5条に規定されているところ、帰化許可申請の審査においては、これらの条件の充足性のほか、国家利益の保護の観点から法務大臣の広範な裁量に基づく厳格な審査を行っているため、我が国における帰化の制度は、適正なものであると考えています。	国籍法第5条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
636	令和3年3月4日	令和3年6月16日	引越しに伴う自家用車の届け出に関して	住居を変更した際に発生する自家用車に関わる届出の簡易化を提案します。住民票の移動を届け出た際に関連データが紐づいていれば、書類の一括出力ができると思います。電子データで「住民票データ」「車庫証明データ」「車検証データ」「自動車税納付データ」が紐づいていれば、漏れも間違いもなく、役所も住民もいいことばかりだと思います。	マンション内で部屋を代わった際に、駐車場の変更も所有する車の変更もありませんでしたが、以下のような手続きが必要でした。 保管場所使用承諾証明書(マンション管理組合発行) 保管場所の所在図・配置図(マンション管理組合発行)を取り寄せ、これらと共に 自動車保管場所証明申請書 保管場所標章交付申請書 を管轄警察署へ提出します。この書類が「車名」「型式」「車体番号」「自動車の大きさ」「自動車の使用の本拠の位置」「自動車の保管場所の位置」「申請者の名前と住所」とほぼ同じ書類を2枚作成の上、提出します。その後、自動車保管場所証明書(車庫証明)を引き取ります。最寄りの役所で住民票を取り寄せ、管轄の陸運局へ持参。陸運局で車検証の住所変更申請書を記入します。この書類でも「車体番号」を記載します。また申請者の住所は独自のコード表を読み解いて記載します。車検証の手続きが済むと隣接の税務署へ行き、自動車税申告所を記載します。ここでも住所氏名と共に「車名」「型式」「車体番号」と車検証に記載されている情報を車検証から転記します。これを提出して終了です。申請書に記載すべき内容が記入された書類を提出するにも関わらず、同じことを何度も記入する点にバカバカしさを感じます。そのうえ、出張所→警察署→陸運局→税務署とマンションの部屋を変わっただけで、非常に大変でした。住民票の移動と共に一括して手続きができる事が望ましいと思います。	個人	警察庁 総務省 国土交通省	自動車保有関係手続については、自動車の運行に必要な各種行政手続(検査登録、保管場所証明、自動車諸税の納税)が必要となっており、「自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS)」を利用することによって、これらの手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。	情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項	検討に着手	現状に記載のとおり、自動車保有関係手続については、引越しの場合も含め、OSSを利用することによって、各種手続と税・手数料の納付をインターネット上で、一括して行うことが可能となっております。また、OSSの更なる利便性向上のため、令和4年度中にマイナンバーカードに格納されている基本4情報を元に地方公共団体情報システム機構(J-LIS)と情報連携し、住民票コードの記入や住民票の提出を不要とするシステム改修を行うべく関係機関等と調整しているところです。	
637	令和3年3月4日	令和3年4月16日	豚熱対策における野生イノシシの感染抑制・清浄化推進に向けた縦割り行政解消	・野生イノシシの正確な生息状況や生態の把握に基づく形での、①経口ワクチンによる免疫賦与②捕獲・減数の推進③生息地と養豚場の隔離の総合対策が必要である。 ・とくに生息地と養豚場の隔離については、冬の食料を人里周辺に残さない取り組みの必要性が指摘されている。 ・これらの対策には中長期的な戦略が必要であり、年度単位で成果を求めたり、2~3年で担当者が異動する公務員の業務態勢に馴染まない。 ・野生イノシシの感染抑制を実現し、飼養豚におけるワクチンの中止、ひいては日本のCSF清浄国が実現できるよう、農林水産行政と環境行政の省庁縦割り、従来の公務員の仕事の形を切り崩してのプロジェクト構築を提案する。	・国内で26年ぶりに発生した豚熱(CSF)の感染は、ウイルスに感染した豚由来の豚肉・豚肉製品が海外から何らかの形で違法に持ち込まれ、野生のイノシシに食されたことから始まったと推定されている。 ・専門家は、CSFの再清浄化には少なくとも10年、15年の期間を要すると見ており、この間、イノシシ感染域に所在する養豚場ではコスト要因となるCSFワクチンを打ち続けなければならない。 ・ここまでの事態に至った最大の要因は、野生イノシシへの感染を許し、有効なコントロールができないまま感染域を大きく拡大させてしまったことにある。 ・経口ワクチンの散布は、険しい山岳地域が多いという物理的障壁や、予算および人的資源の不足等から後手後手に回っているのが現実であり、捕獲による減数も限界に達している。 ・こうした状況の背景には、日本国内における野生イノシシ対策が、野生動物の保護(個体数管理を含む)を管轄する環境省と、農作物への被害対策を管轄する農林水産省に分かれている「縦割り」の弊害がある。	一般社団法人 日本養豚協会	農林水産省 環境省	農林水産省においては、 ①家畜伝染病予防法に基づく、豚熱の浸潤状況確認検査 ②「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく、野生イノシシの捕獲 ③経口ワクチン散布等の措置を講じており、 環境省においては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく、野生イノシシの捕獲等の措置を講じているところです。	家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第三条の二第一項 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第百三十四号)第四条第一項及び第六条 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二条第三項	現行制度下で対応可能	農林水産省と環境省が協力し、 ①豚熱の浸潤状況確認検査を実施 ②「CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き」を連名で作成 ③経口ワクチン散布の状況等を踏まえて、豚熱発生都府県及びその周辺県に対して、捕獲重点エリアの設定を要請するなどの取組を行っています。 その他、両省において、野生イノシシの捕獲強化に関する取組について予算措置を講じているところです。 上記の取組を通じて、両省は効果的かつ強力に連携しており、引き続き、野生イノシシ対策を適切に行ってまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
638	令和3年3月4日	令和3年3月26日	食肉衛生検査を厚労省から農水省に移行し、農場から食卓に至る安全確保と検査の効率化および検査料金の引き下げ	・ファーム・トゥー・テーブル、農場から食卓に至る食肉の安全を確保するため、食肉衛生行政を農水省消費・安全局に一本化すること ・食肉衛生検査の合理化により、行政獣医師の効率的な配置と、生産者の検査料負担の軽減・競争力アップを図るため、検査の監督以外の作業は獣医師以外の者にも可能とすること(国内でも食鳥検査では既に導入されている) ・と畜場における食肉衛生検査の結果が、生産現場の管理に反映されるよう、疾病名等の用語の統一を図るとともに、データのフィードバックがより効果的かつ効率的に推進されるシステムを構築すること	・生きた家畜については農林水産行政のなかで全国に家畜保健衛生所(家保)を配して、都道府県の獣医師資格を有する職員らにより家畜衛生、即ち健康な家畜の飼養が促されている。 ・一方、生きた豚がと畜場に出荷されたところから、同じ都道府県の獣医師でも、厚生労働省が管轄する食品衛生部門の食品衛生検査所(食検)の管理の下で食品危害の防止が図られている。 ・BSE問題をもち出すまでもなく、人獣共通感染症、抗生物質の残留など食品危害につながる原因の多くは感染症であり、生産農場に由来するものがほとんどである。 ・従って、これらへの対策には、生産現場における防疫・衛生・投薬管理に関わる行政指導と一体となった食の安全の監視が必要であり、そのためには食肉をめぐる農水行政と厚労行政の縦割りを除去することが、効果的かつ効率的である。 ・また、日本では食の安全を担保するための、と畜時に行う食肉衛生検査は、その費用を生産者が負担して実施されているが、欧米の生産国では公費負担や食肉業者が負担する形で最終消費者に転嫁されている。 ・さらに、日本の食肉衛生検査は獣医師資格をもつ県職にしか認められていないが、海外では獣医師職員の監督の下で獣医師資格をもたない検査員が実施して人件費の削減や、食肉処理施設の効率的稼働を実現して検査コストと畜経費の低減を実現し、競争力強化に貢献している。	一般社団法人 日本養豚協会	厚生労働省 農林水産省	食品衛生法において、食品の安全性の確保は、必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより行われなければならないこと、国はそのための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有し、厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会などの関係行政機関は施策の策定に当たって緊密に連携しなければならないことを規定しています。その中でと畜検査制度を含む食肉の衛生規制は、と畜場法及び食品衛生法に基づき、「公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること」という共通の目的を達成するため、公衆衛生の向上を任務とする厚生労働省において実施を行っています。 と畜場法において、都道府県知事の行う検査を終った獣畜以外を解体してはならず、都道府県知事は当該検査を行わせるのと畜検査員を命ずることとしています。また、と畜場法施行令において、と畜検査員は獣医師であることを規定しています。 と畜検査料は、地方自治法第227条に基づき、地方自治体が条例で定めています。 と畜検査の対象疾病等は、家畜伝染病予防法に基づく家畜伝染病及び届出伝染病、厚生労働省令で定める疾病並びに厚生労働省令で定める異常としています。都道府県等が行った検査の結果、廃棄等の措置が講じられた獣畜の頭数等は、「食肉検査等情報還元調査」により公表されています。	食品安全基本法第1条、第4条、第6条、第15条 と畜場法第1条、第14条、第19条、と畜場法施行令第10条、と畜場施行規則第14条及び別表第3 食品衛生法第1条 厚生労働省設置法第3条 地方自治法第227条	対応不可	厚生労働省と農林水産省は、食品安全基本法に基づき、食品供給行程の各段階において食品の安全性確保のため、緊密な連携を図りながら、それぞれの任務である公衆衛生の増進、食料の安定供給の確保の観点から施策を実施しています。この取組を引き続き進めることで、農場から食卓までの食品の一体的な安全性確保を図ることが可能です。 と畜検査は、豚を含む獣畜の疾病や異常を、獣医学的知識をもって判定し、食用不可として排除するための検査であり、獣医師が行っています。近年のと畜頭数に大きな変化はなく、と畜検査員数も横ばいとなっており、獣医師による公的検査において、検査費用増に繋がるような大きな支障を生じている状況にはないと認識しています。なお、食鳥については処理施設の食鳥処理衛生管理者による検査補助ができるとしていますが、彼らを監督する獣医師である食鳥検査員の配置が必要であることには変わりありません。 と畜検査手数料は、都道府県等が地域の状況を勘案しながら獣畜のと畜検査に係る経費を精算し、受益者負担の考え方にに基づき、負担者と金額を決定していると承知しています。近年の養豚業界を取り巻く状況に大きな変化はなく、手数料の引き下げ等を実施すべき明確な必要性は生じていないと認識しています。 なお、海外におけると畜検査員の身分や検査手数料の取扱いについては、各国の事情に応じて様々な運用がなされていると承知しています。 と畜検査の対象疾病名は家畜伝染病予防法に規定する家畜伝染病等の疾病名と統一されており、検査結果に基づく廃棄等の措置は、主な疾病等ごとく「食肉検査等情報還元調査」により公表されています。また、都道府県等においても、検査結果を農場に還元する事業を行っているところがあると承知しています。	
639	令和3年3月24日	令和3年7月7日	地方自治体や法務局、税務署等国の窓口機関の閉庁日の見直し	地方自治体および法務局、税務署等の国の窓口機関の閉庁日を、水曜日と日曜日に変更する。	国民の利便性の向上が図られる。 分散型勤務の一つである。 通勤ラッシュの解消につながる。	個人	内閣官房 人事院 財務省 法務省 総務省	(行政機関全般について) 国の行政機関は、法令等により、原則として月曜日から金曜日までを開庁していますが、各行政分野の所管省庁の判断により、利用者の利便性の向上や行政需要等を踏まえて個別に変更することが可能となっています。 (税務署について) 税務署の開庁時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)により月曜日から金曜日(祝日等を除きます。)の午前8時30分から午後5時までとなっております。 税務署の開庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、税務署では相談及び申告書の受付は行っておりませんが、申告書は、税務署の時間外受取箱へ投函することにより提出できます。 なお、e-Taxによる電子申告や郵便又は信書便による送付いただくことで、税務署の開庁日についても一部の手続きは可能となっております。 (法務局について) 法務局の開庁時間は、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)により、月曜日から金曜日(祝日等を除きます。)の午前8時30分から午後5時15分までとなっております。 なお、インターネットを利用したオンライン申請や郵便又は信書便による送付により、直接窓口にお越しいただくなくてもほとんどの手続きを行うことは可能となっております。 (地方自治体について) 地方公共団体の休日については昭和63年の地方自治法の一部改正により、原則として日曜日及び土曜日が休日とされているところですが、当該休日において地方公共団体の特定の機関が開庁することは可能であり、その可否は業務内容・性質・法令上の基準等に応じて執行機関の責任で決すべきものになります。 また、地方公務員の週休日(勤務時間を割らない日)は、原則として日曜日及び土曜日を週休日として条例で定めることとしておりますが、上記で記載しているとおり、特定の機関が地方公共団体の休日に開庁することを決定した場合には、所属職員の週休日や勤務時間の設定を適切に変更した上で、地方公共団体の休日において執務を行うことが可能です。	官庁執務時間並休暇に関する件 行政機関の休日に関する法律 地方自治法(昭和22年法律第67号) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)	現行制度 下で対応可能	(行政機関全般について) (税務署について) (法務局について) 制度の現状欄に記載のとおりです。 (地方自治体について) 現行制度では日曜日及び土曜日に閉庁することが原則となりますが、執務の内容等を鑑み、特定の機関について、地方自治体の判断により開庁をすることは可能と考えられます。	
640	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議の行政改革について	今後標題の件について、行政改革を行うとのことですが、アカデミズムの良さ(政府からの独立性や真理への探究)を壊さないでほしい。一部では民営化という国が知的探究や真理への探究という学問に内在する良さを大切にしている国であるようにしてほしい。	菅政権の改革がただの壊し屋になってほしくない。一部の国民には不安に感じている人もいるということを心にためてほしい。	個人	内閣府	番号413の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
641	令和3年3月24日	令和3年4月16日	年末調整の提出書類の件	<p>毎年、年末調整の書類、給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の書類を提出するが、毎年のように書き方がわかりづらく、調べながら何とか記入しております。毎年同じであれば良いのですが、もちろんライフステージも毎年変わるので記入しながら、これで正しいのか、間違っても追加徴税になるのではと心配しながら提出しております。提出部署に迷惑をかけてしまうこともあります。</p> <p>配偶者の給与所得が何万円以上だったら(それも秋ごろなので年間の所得を仮定で計算しなければならぬ、アルバイト、パートには難しいこともある)ここは記入するとか、色々決まりがあったり、世帯主と配偶者、アルバイト収入のある子どもなどそれぞれが提出しなければならず、書き方も個々に違います。</p> <p>色々な事情があるのではと思いますが、シンプルに各世帯で1枚にまとめることは出来ないのでしょうか？家族それぞれの給料の総支給額をそのまま記入、加入している保険の金額は各保険会社からの書類をそのまま記入し、証拠としてその書類の提出(その他の事情があるものは単純に〇×で記入し、その金額を記入するなど。(計算式などありますが、それは提出先(役所)で出来ませんか？個人の調整が出来ない部分ではなく、決まった計算だと思っております。)</p> <p>あと勉強不足もありますが言葉わかりづらいものが多く、間違っても記入してしまおうです。</p> <p>書き方を説明するサイトが沢山ありますが、その説明が必要ない位、シンプルにしてほしいと思います。正しく、正直に申告したいのです。よろしく願います。</p>	個人	財務省	<p>年末調整において、扶養控除、配偶者控除又は保険料控除等の所得控除の適用を受けようとする居住者は、勤務先に対して、「給与所得者の扶養控除等申告書」、「給与所得者の配偶者控除等申告書」又は「給与所得者の保険料控除申告書」を提出することとされており、これらの申告書には、配偶者の合計所得金額や保険料控除の金額などを記載することとされています。</p> <p>また、その勤務先は、これらの申告書に記載された事項を基に年末調整を行い、その給与の受給者について、その年中の給与に係る所得税の年税額を計算することとされています。</p> <p>なお、当該申告書等は税務署長から提出を求められた場合以外は税務署へ提出する必要はなく、勤務先が保管しておくことになっています。</p>	所得税法第190条、第194条、第195条の2、第196条、所得税法施行規則第73条、第74条の3、第75条、第76条の3	検討を予定	<p>所得税の計算は、所得者ごとに、各種所得控除の金額を計算する必要があり、年末調整においてはその所得控除の計算に必要な事項を記載した申告書(以下「年末調整申告書」といいます。)を、それぞれの所得者の勤務先に提出することとされています。国税庁ではこの年末調整申告書の作成等の負担を軽減する観点から、令和2年10月より年末調整申告書作成用ソフトウェア(以下「年調ソフト」といいます。)を提供しております。勤務先において年調ソフトで作成した年末調整申告書を受け付けていただけるのであれば、この年調ソフトをご利用いただくことにより、年末調整申告書への記入を簡便に行うことができるほか、控除額の計算を自動的に行うなど便利です。この年調ソフトの更なる普及に努めていきたいと考えております。</p> <p>なお、世帯で1枚の年末調整申告書を作成し、そこに各所得者の給与等の収入金額や加入している保険の情報等を記載することについては、一の所得者の所得税の計算において必要ない他の所得者の情報についてまで、当該一の所得者の勤務先に提供してしまうことが懸念されます。</p> <p>また、各勤務先において税額の計算や調整をする必要があるため、(納税者が)計算等せず控除証明書のみを勤務先に提出し)保険料控除の計算までも勤務先において行うという点については、勤務先の負担も考慮する必要があります。</p> <p>おって、年末調整申告書の書き方がわかりづらいという点につきましては、改善すべき事項の見直し等を引き続き行っていきたいと考えております。</p>		
642	令和3年3月24日	令和3年5月24日	国、県、市町村事務の効率化について	<p>国や県の市町村に向けた調査等の効率化を図っていただきたい。現在、国主導で基幹システムの標準化を行っています。この標準化システムで、国や県に報告する内容をパッチ処理を活用してファイルで出力し、ファイルを提出する仕組みの構築をお願いしたい。</p> <p>また、基幹システムだけではなく、バックオフィス系(財務、人事給与等)のシステムについても、標準化や提出ファイルの自動出力化を行いさらに効率化を図っていただきたい。</p>	個人	総務省	<p>「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日 閣議決定)において、「住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な17業務を処理するシステム(基幹システム)の標準仕様を、デジタル庁が策定する基本的な方針の下、関係府省において作成する。これを通じ、「(仮称)Gov-Cloud」の活用に向けた検討を踏まえ、各事業者が標準仕様に準拠して開発したシステムを地方公共団体が利用することを旨とする」とされています。</p>	なし	その他	<p>デジタル・ガバメント実行計画においては、こうした標準化・共通化について、「目標時期を令和7年度(2025年度)」としているところであり、関係府省と連携して引き続き取組を進めてまいります。</p> <p>なお、総務省では現在検討を進めている住民記録システムの標準仕様においては、例えば、各都道府県で実施する独自の住民基本台帳関係の統計調査に対して、ノンカスタマイズで対応できるようにしています。</p>		
643	令和3年3月24日	令和3年5月24日	独立行政法人学生支援機構 引き落とし口座の変更手続きが原始的	<p>独立行政法人学生支援機構では、引き落とし口座の変更を行うためには、書面でないとできません。電話からの変更もできないため、書面の郵送が必須となっています。さらに、酷いのは書面の返信後も2ヶ月は引き落とし口座が変更されないと書面などにおいて手続きに時間が掛かっているとしか思えません。早急にネットから引き落とし口座の変更ができるようになる必要があります。</p>	個人	文部科学省	<p>日本学生支援機構の実施する奨学金の返還口座の変更手続きは、金融機関において口座開設時の届出印の押印による本人認証を必要としていること等の理由から紙で受付を行っております。</p>	なし	検討を予定	<p>令和4年度以降、順次、インターネット環境での口座変更が実施できるよう、日本学生支援機構で準備を進めていきます。</p>		
644	令和3年3月24日	令和3年5月24日	日本学術会議について	<p>速やかに民営化することが望ましい</p>	個人	内閣府	<p>日本学術会議は、日本国内で軍事目的のための研究を否定しておきながら、中国科学技術協会との協力覚書を交わしている。東日本大震災時の復興増税や、レジ袋有料化など、愚策を提言している。</p> <p>今回、会員の任命拒否に異を唱えているが、それなら、政府から完全に独立し、任命権を手にしたらよい。</p> <p>民営化すれば、10億円のコスト削減につながる。政府から独立すれば、海外のアカデミーのように、真に日本と日本国民のために提言をする機関に生まれ変わるかもしれない。</p>	番号413の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
645	令和3年3月24日	令和3年8月18日	在日外国人を雇用する地方自治体があることについて	いくつかの県で、地方自治体での就職を可能とし、岩手県では、警察官にも採用しているという。地方自治は、外国人参政権につながる条例を作る動きもあり、国の在り方を変える非常に危険な判断であり、これをやめさせてもらいたい	どの国の出身であろうが、在日外国人を採用すると言う事は、その人が上層部になればなるほど、さらに外国人採用を加速させる可能性があります。特に聞くところでは、生活保護は、日本国民に限られるにもかかわらず、これを支給している憲法違反の地方自治体があります。外国人は同法のために、便宜を図りたいと思うものだという理解になるし、外国人に参政権を与えていないというのも、日本の政治は、日本人のためにあるからであり、地方自治体の運営も、それと同じ意味を持つはずです。即刻これを是正するようにしてください。これは、差別でもなんでもなく、当たり前のことです。	個人	総務省 厚生労働省 警察庁	【地方公務員の外国人任用について】 2005(平成17)年1月26日の最高裁大法廷判決において、「国民主権の原理に基づき、原則として日本国籍を有する者が公権力行使等地方公務員に就任することが想定されているとみるべきであり、外国人が公権力行使等地方公務員に就任することは、本来我が国の法体系の想定するところではない。」と判示しています。 地方公共団体における外国籍職員の任用については、この平成17年最高裁判決において判示された基本原則を踏まえつつ、地域の実情に応じ、個々の職の職務内容を検討して各地方公共団体において具体的に決定されているところです。 ※「公権力行使等地方公務員」とは、「地方公務員のうち、住民の権利義務を直接形成し、その範囲を確定するなどの公権力の行使に当たる行為を行い、若しくは地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とするもの」をいいます。 【生活保護制度について】 生活保護制度は、生活に困窮する方が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるものです。	該当法令：なし 2005年1月26日の最高裁判決 生活保護法	【地方公務員の外国人任用について】 現行制度下で対応可能 【生活保護制度について】 対応不可	【地方公務員の外国人任用について】 総務省としては、公務員に関する制度の現状欄の基本原則の範囲内において、日本国籍を有しない者の採用を行うよう、都道府県・市町村との会議の場などの機会も活用して、各地方公共団体に対して伝達しているところです。 【生活保護制度について】 外国人は生活保護法による保護の対象ではありませんが、人道上の観点から行政措置として、適法に日本に滞在し、日本国民同様に国内での活動に制限を受けない在留資格等を有する者に限り、法による保護に準じた取扱いをすることとしているところです。	
646	令和3年3月24日	令和3年4月16日	連絡をウェブ対応で	プリントは学校ホームページやメール添付、学校連絡はメールなどにしてほしいと考えています。	不登校の子供がいます。ずっとプリントや連絡帳など、近所のお子さんに持ってきて頂いていますが、お子さん達への負担や迷惑を考えるとこちらとしても苦痛です。 プリントを重要な物以外選択的でもウェブ対応にすれば、インク代、紙代のコスト削減になり、連絡帳の手渡しを廃止すれば学校側の電話代、子供達の負担軽減になります。	個人	文部科学省	番号515の回答を参照してください。				
647	令和3年3月24日	令和3年5月24日	開発行為審査の民間審査機関の活用について	開発行為の審査は現在、行政しかできないが、この審査を建築確認申請と同様に民間の審査期間を活用して審査の効率化を図るものとする	現在、行政庁による審査はそのマンパワーもあり混み合うとなかなか審査が進捗しない状況である。 また、その審査も開発行為自体は建築の用にとするものが対象になっていて、建築の審査機関が民間になると、二つの機関に申請が必要になり、縦割りの状況になっている。 現在ではほとんどの民間工事の確認申請は民間の審査機関であり、建築の用に関する開発行為の審査をするのにこの連携が取れていない状況である。 また、これらの土質評価や擁壁構造関係の資料については民間の審査機関で出版されていることも多々あり、審査能力自体はさして問題ないと考えられる。 また、行政側の人員も削減でき、申請者側からも今までより早く審査を完了でき、その構造に対してそのまま確認申請を行えるので、スムーズかつ包括的に構造物の審査ができるメリットがあると考え、提案いたします。	個人	国土交通省	都市計画法の開発許可は、主として建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更(開発行為)に対して設けられている規制であり、建築行為を伴う開発行為を行う場合には、開発許可に加え、建築物に対する規制として設けられている建築確認を受けなければならない。	都市計画法第29条	対応不可	都市計画法の開発許可制度では、良好な宅地水準の確保に加え、秩序ある市街地の形成の実現を目的としていることから、周辺の状況や地域の実情に応じて判断する等の一定の裁量をもって開発許可権者である地方公共団体が審査し、処分する必要があり、建築確認のように裁量性のない基準に基づき指定確認検査機関に審査させ、処分させることは異なるため、都市計画法の開発許可を地方公共団体以外の者に審査させ、処分させることは適当ではありません。	
648	令和3年3月24日	令和3年7月7日	雇用保険：電子申請事務センターの所轄ハローワークごとの縦割り解消	所轄という考え方を廃止し、繁忙ハローワークを閑散ハローワークが手伝うことで、無駄な体制強化を行わなくても事務処理日数の平準化を実現する。	【現状の問題点】 雇用保険の電子申請を行った届出について、現状所轄のハローワークの担当が処理を行っているため、同じ種類の届出を行っても、所轄のハローワークによって処理日数に大幅な差が生じている。 例えば、春日部のハローワークでは、どの届出を出しても翌日までは公文書が取得できるのに、品川のハローワークでは資格取得届の公文書取得まで、約1カ月半程度かかっている。 【提案内容】 所轄という考え方をやめ、どこから出された申請でも処理していただくようにする 【期待される効果】 (1)処理日数の平準化 (2)現状、閑散ハローワークがある一方で、繁忙ハローワークが体制強化をはかっていると思いますが、閑散ハローワークの処理能力をうまく活用することで、繁忙ハローワークによる無駄な体制強化が不要となる (3)ハローワークごとの審査基準(いわゆるローカルルール)が統一される	個人	厚生労働省	雇用保険に関する事務のうち、公共職業安定所長が行う事務は、失業等給付に関する事務等を除き、適用事業の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長が行うこととしております。	雇用保険法施行規則第1条第5項	現行制度下で対応可能	事業所の所在地を管轄する公共職業安定所毎に届出をしていただいているため、安定所によって、届出件数等に差異が生じることはありますが、業務量に応じた人員配置を行うことにより、処理日数の平等化に努めて参ります。	
649	令和3年3月24日	令和3年5月24日	どの法務局でも同じ内容のサービスを受けられるようにしてほしい	一部施設のみ限定しているサービス(登記事項証明書など)をどの施設でも受けられるようにしてほしい。 1. 不動産関連(登記申請・登記事項証明書など) 2. 成年後見人の登記事項証明書	現行システムが利用者の負担を考えていないからです。施設を限定しているため、不動産の登記を変更するために現地にわざわざ出向かなければならない。インターネットでの証明発行も、PCに強くても、実際に動かすためには専門にやられている方(司法書士)でしか対応できないシステムになっています。一般人では利用できません。また、同じ法務局管轄にもかかわらず、縦割り行政のため、成年後見人の登記事項証明書を資料で提出しなければならない場合、同じ法務局内のデータをその場で確認できないため、わざわざ専門の施設で証明書を取得して提出しなければなりません。PC1台ですべてのデータを管理できればその場で終わります。経済的効果として、利用者が遠くまで移動しなくても、近くの出張所で気軽に法務局のサービスを一括で受けられるようになります。	個人	法務省	(提案1) 不動産に関する登記事務は、不動産の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局またはこれらの出張所が管轄登記所として取り扱うものとされています。 不動産登記の申請は、書面により申請書を登記所に提出する方法とオンラインにより申請情報を登記所に提供する方法があり、書面による申請については、郵送による申請も可能です。 また、登記事項証明書の交付等の請求については、請求に係る不動産の所在地を管轄する登記所以外の登記所に対してもすることが可能です。 登記事項証明書の交付等の請求については、書面により請求書を登記所に提出する方法とオンラインにより請求情報を登記所に提供する方法があり、書面による請求については、郵送による請求も可能です。オンラインによる請求については、専用のアプリケーションをインストールすることなく、Webブラウザを利用してどなたでも登記事項証明書の交付等の請求をすることが可能です。 (提案2) 成年後見登記事務のうち、窓口における証明書交付事務は、東京法務局民事行政部後見登録課及び各法務局民事行政部戸籍課・地方法務局戸籍課で取り扱っており、各法務局・地方法務局の支局及び出張所の窓口では取り扱っておりません。なお、証明書の請求方法は、窓口における請求のほか、登記所(東京法務局民事行政部後見登録課)に申請書を郵送する方法と、インターネットを利用してオンラインにより交付請求をする方法があります。	(提案1) 不動産登記法第6条第1項、第18条及び第119条 不動産登記規則第53条及び第194条 (提案2) 後見登記等に関する法律第2条、第10条 後見登記等に関する政令第11条 後見登記等に関する省令第22条第2号	(提案1) 事実誤認 (提案2) 対応不可	(提案1) 制度の現状欄に記載のとおり管轄の登記所に出席することなく申請等の手続をオンラインや郵送で行うことが可能です。 なお、オンラインによる手続については、より利用者に分かりやすいものとするなど、利便性の向上に努めてまいります。 (提案2) 各法務局・地方法務局の支局・出張所においても登記事項証明書の交付事務を行うことについては、利用者の利便性向上の観点等も踏まえつつ、慎重な検討を要するものと考えているところ、現時点においては、システム対応の可否や費用対効果を考慮すると、御提案に沿った窓口交付事務の拠点を拡大することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
650	令和3年3月24日	令和3年4月16日	e-Taxの利用時間を祝休日でも使えるようにしてもらいたいです	e-Taxの利用時間なのですが、現在祝日、休日はログインできない仕様になっていますので、これを出来れば利用できるようにしてもらいたいです。	文化芸術活動の継続支援事業で書類を用意するにあたって、e-Taxの確定申告をダウンロードしようとしたのですが連休で利用できず、手が止められてしまいました。 自分は自営業でも在宅中心と特殊なので平日まで待つ、平日にログインしての提出が可能でしたが、普通に平日忙しくしている方ですと利用したい休日に利用できない方も多いかと思いました。 今回に関しては募集期間も限られていましたし、早い者勝ちでもありましたのでなるべく早く確定申告の書類をダウンロードして提出したかったのですがそれもかなわず焦りが強くなりました。 オンラインの強みは24時間体制だと思いますので何卒よろしく願いいたします。	個人	財務省	現状のe-Taxの利用可能時間は、次のとおりとなっております。 【所得税等の確定申告期】 ・全日24時間(土日祝日等を含む) (メンテナンス時間を除く) 【確定申告期以外】 ・月～金 24時間 (休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始) ・毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日 8時30分～24時 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く) (メンテナンス時間を除く)	なし	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、e-Taxについては、ニーズの高い所得税等の確定申告期には、土日祝日等を含めて24時間、利用が可能となっております。 更なるe-Taxの利用可能時間の拡大に向けては、利用者のニーズのほか費用対効果も踏まえ、検討していきます。	
651	令和3年3月24日	令和3年4月16日	PTA費の徴収方法について	保護者役員が一軒一軒まわって徴収するのを口座振替にする。	保護者と教員(特に管理職)の負担軽減と、生活保護家庭や就学援助家庭の個人情報漏れの可能性をなくすため。(生活保護や就学援助は実費負担がないため、徴収しなくて良い＝この家庭が保護家庭か容易に露呈している現状がある。)	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
652	令和3年3月24日	令和3年5月24日	地方公務員を学校へ、教員を地方自治体へ	教員の教育以外の業務負担軽減のため、地方公務員を学校へ配置して、業務にあたらせる。 また教員も、指導に向いていない人員や不適格な人員は、教育と関係のない地方自治体の部門に異動させる。	教員を教育業務に専念させ、それ以外の、教員免許の必要のない業務は、管轄する地方自治体の職員をあてる。それにより、教員の負担を軽減し、働き方改革、教育の充実をはかる。 また、不適格な教員は教育業務から外し、地方自治体の職員として、非学校業務に従事させる。(※) 教員の働き方からみた、教育改革を行う。 ※女性のスカートの中を盗撮し、逮捕された教員が、停職から復帰する際、異動先の学校の保護者らからの抗議により、異動が取り消された事例がある。そういった教員を、教職以外の業務にあたらせることができるようにすべきだと思う。	個人	文部科学省	教員を含む地方公務員の人事異動・人事配置については、関係法令等を踏まえ、各教育委員会等の権限と責任において適切に御対応いただいているところです。	地方公務員法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
653	令和3年3月24日	令和3年5月24日	学校図書館のバーコードシステム化	未だアナログなカードに手書きで書名、貸出日などを記入して貸出返却している学校図書館へバーコードシステム導入	学校図書館担当の日々の業務負担軽減はもちろんのこと、バーコードシステム化すれば公共図書館や他校の図書館とも資料収集・貸借で連携がスムーズになる。 また、利用者である児童生徒も学校HPから蔵書検索・貸出の可否の確認や予約ができれば学校図書館内での密を回避する一つの手立てになる。少ない休み時間を有効利用できる。 さらに、カード手書き方式だと誰が何を借りているか、他の児童生徒が容易に分かってしまえるが、バーコードシステムなら貸出情報は管理する司書や学校図書館担当者だけなので、個人情報も守りやすくなる。	個人	文部科学省	学校図書館における情報メディア機器の整備状況については、「学校図書館の現状に関する調査(平成28年度)」結果によると、バーコードシステムの導入など図書館資料の管理等のための情報機器を活用している学校は約4割となっております。	なし	現行制度下で対応可能	文部科学省としては、「学校図書館ガイドライン」に記載されている、 ・図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。 ・地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。 などの周知を行うことにより、学校図書館の情報機器の整備について促してまいります。	
654	令和3年3月24日	令和3年4月16日	学校のPTAを廃止してください	PTA会費で学校の備品を買うために継続している行政から学校に必要なお金を出してください そうすればPTAは廃止できます	PTA活動の基本は資金集めです 会費 ベルマーク ダンボール回収 イベントでの収益 など そのお金で学校の備品を買うのは理解できますが PTA〇〇周年事業に積み立てた数百万を使い近隣の有力者と飲み食いします 文科省から基本廃止の通達を出してもらえないでしょうか	個人	文部科学省	番号242の回答を参照してください。				
655	令和3年3月24日	令和3年5月24日	在外公館での戸籍発行業務について	海外在住者が自身の戸籍謄本(抄本)を在外公館でも取得または取得手続きができるようにしてほしい。	現在海外在住者が自身の戸籍謄本を取得する必要がある場合、日本国内の役所での手続きが必要である。つまり、そのために帰国するのが困難な場合、日本にいる家族等代理人に委任して手続きをしてもらうことになる。これが在外公館で手続きから取得まで、または本籍地の役所へオンライン申請をして在外公館で受け取るなどができれば、日本からの郵送を待つことなく(メキシコ在住ですが、現地の郵便事情は良いとは言えず、また追跡結果も信用できず予定通りに到着することはほぼありません)、また代理手続きをしてもらう必要もなくなる。個人的なことではありますが、私は一人っ子で母は他界しており日本の家族は高齢の父しかおりませんので、現地で自分で取得することができればコストや委任状等の手間が省けることになる。戸籍が必要な場合というのは、海外在住者の場合ほとんどが在外公館での手続きであるので、戸籍の取得もできればなおスムーズである。婚姻届けや出生届は在外公館に提出するだけで日本の戸籍に反映されるのだから、理論上は可能なのでは?と考える。日本ではマイナンバーカードの取得等が条件とはなるものの、コンビニでも取得可能になってきているので、セキュリティの問題等あるのかもしれませんが海外在住者についてもアクセスしやすくなることを願います。	個人	法務省 外務省	【法務省】 戸籍謄抄本等の交付請求は、本籍地の市区町村に対して行う必要があります。 【外務省】 在外公館における領事手続において、記載事実等の確認のため必要に応じて、戸籍謄(抄)本を日本から取り寄せていただいております。	【法務省】 戸籍法第10条第1項 【外務省】 戸籍法	【法務省】 検討を予定 【外務省】 検討を予定	【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から、いずれの市区町村においても、本人等の戸籍又は除かれた戸籍の謄抄本を取得することができるようになります。 【外務省】 在外公館における戸籍の届出や証明申請手続等において、今後、戸籍謄(抄)本の添付を不要とするよう関係省庁とも連携し検討を進めてまいります。	